

令和 8 年 涌谷町議会定例会 6 月会議（第 2 日）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

議 事 日 程（第 2 号）

1. 開 議

1. 議案第 3 7 号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第 3 8 号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
1. 議案第 3 9 号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例を廃止する条例
1. 議案第 4 0 号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例を廃止する条例
1. 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について（令和 8 年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機 R B ー 1 更新工事）
1. 議案第 4 2 号 令和 8 年度度涌谷町一般会計補正予算（第 2 号）
1. 議案第 4 3 号 令和 8 年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
1. 議案第 4 4 号 令和 8 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
1. 議案第 4 5 号 令和 8 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
1. 議案第 4 6 号 令和 8 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）
1. 議案第 2 号 涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
1. 令和 8 年請願第 1 号 「非核三原則の堅持」を求める請願書
1. 請願・陳情
1. 休会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1 番	一 條 裕太郎 君	2 番	二 上 光 子 君
3 番	黒 澤 朗 君	4 番	佐々木 敏 雄 君
5 番	佐々木 みさ子 君	6 番	稲 葉 定 君
7 番	只 野 順 君	8 番	後 藤 洋 一 君
9 番	伊 藤 雅 一 君	10 番	杉 浦 謙 一 君
11 番	門 田 善 則 君	12 番	竹 中 弘 光 君
13 番	大 泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 积 雄 君	副 町 長	大 崎 俊 一 君
総務課長 参事兼課長	内 藤 亮 君	デジタル行政推進室長	森 太 秀 君
企画財政課長 参事兼課長	熱 海 潤 君	税 務 課 長	木 村 治 君
町民生活課長	荒 木 達 也 君	町民医療福祉センター 副センター長	木 村 智香子 君
福祉課長	渡 邊 千 春 君	子育て支援課長	門 田 千 春 君
健康課長	徳 山 裕 行 君	総務管理課長	戸 澤 貴 志 君
産業振興課長	三 浦 靖 幸 君	建 設 課 長	岩 渕 明 君
上下水道課長	阿 部 雅 裕 君	会計管理者兼会計課長	金 山 みどり 君
農業委員会会長	日 野 善 勝 君	農業委員会事務局長	島 陰 日出雄 君
教育委員会教育長	牛 渡 正 哉 君	教育総務課長 兼給食センター所長	宮 まどか 君
生涯学習課長	福 山 宗 志 君	代表監査委員	城 口 貴志生 君

事務局職員出席者

参事兼事務局長	佐 藤 明 美	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

昨日に続いて、熱中症予防のため議場への水等の持込みを許可したいと思いますので、ご了承願います。

◇

◎開議の宣告

直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、議案第37号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） おはようございます。

昨日はどうもありがとうございました。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第37号の提案の理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日から施行されたことに伴いまして、当町におきましても所要の改正をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案第37号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書が47ページ、新旧対照表につきましては43ページとなります。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたとおり、公職選挙法施行令

が令和7年6月に改正され、国会議員の選挙における選挙公営に要する経費の限度額が引き上げられましたことから、当町におきましても、国に準じ条例を改正いたそうとするものでございます。

それでは、新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず第8条、選挙運動用ビラの作成単価の限度額につきまして、現行7円73銭を8円38銭に引き上げるものでございます。

続きまして下段の第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の作成単価につきまして、541円31銭を586円88銭に引き上げようとするものでございます。

議案書47ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 涌谷町議会議員及び涌谷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 議案第38号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が一部改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に関する規定を新たに加えるものでございます。また併せて、課税限度額等を引き上げる改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は、48ページから52ページになります。新旧対照表につきましては、45ページから63ページになります。

本件は、国民健康保険法及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、定例会6月会議資料で説明いたしますので、資料の5ページをお開き願いたいと思います。

資料については、左から、新旧対照表のページ番号、条、見出し、改正の内容を記載しております。

内容につきましては、保険税の課税限度額の引上げと低所得者に係る軽減判定所得の基準額の見直し、また、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う税率の新設を行うものでございます。

ナンバー1、第2条、課税限度額の改正内容になりますが、保険税の基礎課税額を66万円から67万円に改め、また、今回新設されます子ども・子育て支援納付金課税額を3万円にそれぞれ引上げるものでございます。

ナンバー2、第3条関係については、法改正に合わせて所要の措置を講じるものでございます。

次にナンバー3、第9条の3から第9条の6までについては、法改正に合わせて令和8年度から課税いたします子ども・子育て支援金の課税額を設定したものでございます。

なお、概要につきましては、先日開催いたしました議会全員協議会において説明したとおりとなります。

初めに、第9条の3の所得割額は、基礎課税後の総所得金額に100分の0.24を乗じて算定し、次の第9条の4では、均等割額を被保険者1人について1,000円とし、第9条の5では、18歳以上被保険者均等割額を被保険者1人について100円とし、第9条の6においては、世帯別平等割額を1世帯700円と設定したものでございます。

次にナンバー4、第23条第1項から第4項までについては、国民健康保険税の減額措置に係る基準額等の見直しをしたものでございます。

初めに、第1項の白丸一つ目の改正内容になりますが、5割軽減基準額の被保険者数に乘じる金額を30万5,000円から31万円に改め、また、2割軽減基準額の被保険者数に乘じる金額を56万円から57万円に改正するものでございます。

次に、白丸二つ目の改正内容になりますが、子ども・子育て支援金制度の新設に伴う軽減額として、第1号の7割軽減に用いる額から、第3号の2割軽減に用いる額まで、それぞれ軽減額について今回設定したものでございます。

次に、第2項につきましては、未就学児に係る子ども・子育て支援金均等割額の2分の1軽減額を記載し、改正するものでございます。

第3項については、産前産後被保険者に対する子ども・子育て支援金の軽減額をそれぞれ記載し、改正するものでございます。

第4項については、子ども・子育て支援金の課税額に係る18歳未満の均等割額の全額軽減について記載しております。

ナンバー5、附則第3項から附則第13項までについては、法改正に合わせての改正になりますが、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の整備を行ったものでございます。

それでは、議案書52ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行するものです。また、適用区分として、この条例による改正後の浦谷町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） おはようございます。

昨日に続いての子ども・子育て支援金につきまして条例を制定するわけでございますけれども、いろいろと昨日の一般質問では、当町の133万ほどの持ち出しがあるということも答弁いただきましたけれども、今回、条例改正することに当たって、今子ども・子育て、子育て支援の事業が活用されるわけですが、そういったものが進めば進むほど、今回保険料から上乗せして徴収されるということですので、多分、今回条例を制定しても、次の、来年度もまた金額を変えなきゃいけない状況になるのかなと思うんですけれども、この状況はいかがなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、お答えいたします。

昨日も説明させていただきましたが、県に納付する国保事業費納付金、こちらにつきましては、9年度、10年度におきましても増額される見込みでございます。

これに合わせて、今回の税率の改正が必要なのかどうかにつきましては、やはり県から示される事業費納付金が、多分、今年の下旬か来年1月頃には示されると思いますので、示された後に、本当に税率改正が必要なのか、それとも今回同様に、不足額分の一部を基金を活用して補填をするのかということにつきましては、関係課と上司と相談しながら決めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 新たな上乗せなんですけれども、昨日も均等割の話、私から質問させていただきましたけれども、均等割のみならず、やはり軽減がかからない、こういう世帯所得の方というのは重税感があるということで、今回も、所得割につきましては標準保険料率から少なく見積もって設定されていますけれども、所得割によっては、均等割等関係なく、やはりそれなりの金額が上乗せされるんだろうなと思っているんですが、やはり重税化に関しては、やはり何らかの対策を取っていかなければいけないと思うんです。

そしてまた、この子ども・子育て支援金制度につきましては、7月には賦課されるわけですから、そういった点では、国保税の加入世帯には周知していかなくちゃいけないと思うんですけれども、そういった方法はいかなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それではお答えいたします。

今回の子ども・子育て支援金に係る被保険者の周知の方法になりますが、ホームページまたは広報、あと全員協議会でも説明させていただきましたが、今回チラシを作成いたしましたので、それを今回の7月に賦課する

際に、納付書と一緒に同封して周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。10番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）

10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 議案第38号の条例案につきまして、反対の討論をさせていただきます。

この間、昨日の一般質問での続きになってしまいますけれども、新たな子育て、本来だと、なかなか子ども・子育てに関係なく町民の方、国保課税世帯、この制度は社会保険加入の方も含めて、現役の世帯からも徴収されるわけですが、子ども・子育て支援事業が進めば進むほど、そういった徴収がさらに増えていくというふうな制度に関しましては、反対したいと思っております。

当町の努力も、昨日の答弁の中で頑張っていらっしゃる姿も理解しているところでありますけれども、さらに徴収の滞納者が増えることを懸念し、そしてまた、この制度が関係ない、やはり子供世帯に関係ない方にも、独身の世帯にも降りかかってくるということに関しては、やはり私は反対しなければいけないと思っております。

そしてまた、来年度もまた大きな負担がかかってくるということも想定されますと、やはり反対しなければいけないというふうに考えます。

よって、この議案に対しまして反対いたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。

よって、議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第39号及び議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第39号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例を廃止する条例と、日程第4、議案第40号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例を廃止する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） ただいま一括上程されました議案第39号及び議案第40号の提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の経営継続を支援するための融資に対し利子補

給を行うため基金を造成いたしました。農畜産業支援につきましては、事業が令和7年度をもって完了し、中小企業等支援については融資の対象期間が終了したことにより、両条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 議案書53ページになります。

議案第39号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例を廃止する条例。

涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例は、廃止する。

附則。

この条例は令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月10日提出。

町長の提案理由で申し上げたとおり、対象者の返済が完了したため事業終了となることから廃止するものでございます。

続きまして、議案書54ページになります。

議案第40号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例を廃止する条例。

涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例は、廃止する。

附則。

この条例は令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月10日提出。

提案理由で申し上げたとおり、融資の利子補給の基金分の対象期間が終了するため、廃止するものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例を廃止する条例を採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 涌谷町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第41号工事請負契約の締結について（令和8年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機R B－1更新工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、株式会社日本空調東北と契約額6,435万で令和8年5月22日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案書55ページをお開き願います。

議案第41号 工事請負契約の締結についてでございます。

令和8年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機R B－1更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、令和8年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機R B－1更新工事。
- 2、契約金額、6,435万円。
- 3、契約の相手方、宮城県仙台市太白区郡山五丁目14番17号、株式会社日本空調東北、代表取締役藤岡克己。

令和8年6月10日提出。

涌谷町長。

それでは、契約の経過についてご説明申し上げます。

令和8年4月7日、指名委員会におきまして条件付一般競争入札での執行を決定し、4月15日、宮城県内に本支店を有し、管工事の総合評定値が650点以上（ただし涌谷町内については600点以上）の条件を付し、入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札を公告しております。

入札書につきましては、5月8日に受付を締め切り、5月11日に開札しております。

応札につきましては、2社ございました。応札した株式会社日本空調東北を落札候補者とし、その後、入札参加資格の確認を行い、5月22日に仮契約を締結しております。

工期につきましては、議会の議決を受けた日の翌日から令和8年10月30日までとなります。

工事の内容につきましては、総務管理課から説明いたします。

私からの説明は、以上となります。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） それでは議会資料の6ページのほう、お開きいただきたいと思います。

こちらは、冷温水発生機の配置図と、あと参考までの写真という資料となります。

冷温水発生機につきましては、冷水と温水をつくり出す機械で、建物の空調に用いるものでございます。町民医療福祉センターの空調につきましては、2台の冷温水発生器を1日置きに交互運転しておりますが、今回は、そのうちの1台を更新するものでございます。

更新する機種は、平成15年に導入したもので、経年劣化による能力の低下が見られ、また、制御盤の部品供給が終了しており、故障した場合は修繕ができないことから、今回更新を行おうとするものでございます。

工事の内容につきましては、エネルギー棟にあります冷温水発生機本体の交換と、それに付随する電気工事、管工事が主な内容となっております。

議決をいただいた後、速やかに手続を進め、10月末までには機器の更新を完了したいと考えております。

工事期間中は、残りの1台による空調運転となりますが、この機種は令和6年度に修繕を行っており、現在は支障なく稼働しておるところでございます。

夏季の期間、患者様にご迷惑をおかけしないよう対応してまいりたいと考えております。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今回、空調設備ということで、病院自体が、もう建設してから何十年とたつわけで、その中で、機材も恐らく更新しなければならない状況が今後も出るんだろうというふうに考えますが、ほかにこういった更新しなければならないような機械設備等が今後もあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 今現在、こちらで把握しておる大規模な設備の更新につきましては、受電設備の改修工事が考えられております。こちらにつきましても、耐用年数25年のところを、大分それを超過して使用していることから、こちらでも近々大規模な改修工事のほうを行う必要があるかと思います。改修の時期につきましては、上司等と相談しながら進めてまいりたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らくそういうこともあるんだろうというふうに考えます。

そういった中で、私が考えるのは、やはり耐用年数が過ぎているもの、そして施設が古くなってきているという状況を踏まえれば、今後、年次計画をつくって、こういった形で更新していくんだということを、やはり考えておく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 今現在、ご指摘いただきました年次計画につきましては、実際のところつくって

いないというか、ない状態でございます、不具合が出た都度、修繕するような後追いの対応になっているところが現状でございます。

当然、修繕計画、財政の部分の見通しとかも必要になってきますので、そういった計画が必要かなというふうに考えておりますので、こちらも上司、または財政当局と相談しながら検討してまいりたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らくそのようにされたほうが、今後の財政運営に対しても負担のかからないやり方で財政当局も考えていくのかなというふうに思いますが、最後になりますけれども、財政課長に聞きますが、こういった、今後施設に対して老朽化している部分が出てきます。今後について、財政としても、その辺は考えておかなければならないだろうというふうに思いますが、今の総務管理課長の話を聞いて、財政として今後どのように考えていくのか、最後にお知らせください。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 施設の老朽化につきましては、病院のみならず、庁舎、学校、その他の施設も全て老朽化、新しいものがないというくらいになっておりますので、優先順位等を鑑みながら、今後の財政計画を立てていく必要はあると考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 工事請負契約の締結について（令和8年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機RB－1更新工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第41号 工事請負契約の締結について（令和8年度涌谷町町民医療福祉センター冷温水発生機RB－1更新工事）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第42号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,039万円を増額し、総額を81億4,244万3,000円にいたそうとする

ものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、給食費負担軽減交付金をはじめとする国県支出金の補助内示等により、それぞれ増減いたすほか、財産収入、繰入金におきましては、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金及び新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金の廃止に伴い、利子繰入金を増額いたすものでございます。諸収入におきましては、各種事業の採択により交付金等を計上いたし、町債におきましては、事業費の補正に伴い地方債を増減いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴い、それぞれ組替え措置をいたすものでございます。

議会費におきましては、議会の公開性、透明性の確保の観点から、議会の映像配信業務を委託し、併せて会議録の検索システムを整備いたすものでございます。

総務費におきましては、健康文化複合温泉施設の経済波及効果の推計及び建物等現況調査の費用を計上し、また、小学校の給食費無償化に係る給食費負担軽減交付金の内示がありましたことから、当初予算で取崩しを行いました金額を財政調整基金へ積立ていたすものでございます。

民生費におきましては、物価高騰で影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳から2歳までの乳幼児1人当たり2万円のおむつ等購入クーポン券を支給するものでございます。

衛生費におきましては、新型コロナウイルス予防接種による健康被害の給付申請がありましたことから、給付金を計上いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、物価高騰対策といたしまして、町内で生産される畜産堆肥を有効活用するための堆肥散布機の導入を行う畜産堆肥資源循環促進事業補助金を計上いたし、事業者へ支援するものでございます。

商工費におきましては、企業立地奨励金の対象交付額が確定したことに伴い減額いたすものでございます。

土木費におきましては、補助内示により、本年度の事業費を見通し、消防費におきましては、核燃料税交付金を活用いたしまして、防災活動服及び備蓄用食料を購入し、有事に備えるものでございます。

教育費におきましては、町の未来を担う子供たちの教育環境について検討する場として、町立小・中学校在り方検討委員会の設置を行い、また、倒木の危険性がある町指定木等の伐採業務について増額いたすものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 担当課長から、順次説明願います。総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、議案第42号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）につきまして、初めに人件費からご説明いたします。

補正予算書50ページ、51ページをお開き願います。

まず、50ページの1、特別職でございますが、表の下、比較の欄をご覧ください。

今回、長等の共済費で125万1,000円の減額となりますが、こちらは町長の年齢、また教育長が新たに就任したことに伴いまして、基礎年金拠出金が減額となったものでございます。

続きまして、隣の51ページ、2、一般職でございますが、こちら総括につきましては、正職員と会計年度任用

職員を合わせたものとなりますので、次のページ、52ページ、53ページでご説明いたします。

初めに52ページ、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、町長の提案理由にもございましたとおり、主に4月の人事異動に伴う給与の補正となります。

こちらと比較の欄でご説明いたします。

まず、上段の表の一番左側、職員数につきましては、当初予算編成時に比べ7名の減となっております。こちらは、退職者や新規採用職員の見込み数の減、育児休業等によるものでございます。

こちらの内訳につきましては、次のページ、54ページの給料及び手当の増減額の明細、こちらの給料の区分のその他の増減分、こちらの備考欄のほうに記載しております。

今回、当初予算編成時の見込みに対しまして、採用差ということで職員採用分が見込みより3名少なくなったものでございます。また、退職者につきましては、令和8年3月末での退職者3名、それから令和8年4月30日付で2名退職となりましたことから、5名減となっております。他会計からの異動、また他会計への移動については、人事異動に伴うものでございます。育児休業1名につきましては、今年度になりましてから育休取得を行ったものでございます。

それでは、先ほどの前のページ、52ページのほうにお戻り願います。

給与費の給料におきまして1,923万4,000円の減、職員手当で507万8,000円の減、共済費で556万1,000円の減、合計で2,987万3,000円の減額につきましては、いずれも当初予算編成後の人事異動や退職、育児休業等に伴い減額するものでございます。

次のページ、53ページ、イ、会計年度任用職員でございますが、こちら一番上の表の左側、職員数で1名増となっておりますが、こちらにつきましては、4月30日付で退職した職員の補充として会計年度任用職員を新たに採用したものでございます。

給与費の報酬で288万6,000円の増、職員手当で59万1,000円の増、共済費で97万円の増額、合計で444万7,000円の増額でございますが、先ほどご説明しました会計年度任用職員の増員に伴うものとなっております。

53ページ、一番下の表、その他、給与費明細に含まれない人件費につきましても、人事異動等に伴い、退職手当負担金で98万6,000円の減額、児童手当で42万5,000円につきまして、それぞれ減額いたすものでございます。

54ページ以降につきましては、参考となりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

人件費の説明は以上となります。

補正予算書4ページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、第2表債務負担行為補正でございます。

1、債務負担行為の追加につきましては、電子複写機の賃借料5年間分、限度額4,400万円を追加するものとなります。

2、債務負担行為の変更につきましては、防犯灯LED照明賃借料におきまして、物価高騰により限度額を1億380万円から1億1,500万円に1,120万円増額いたそうとするものでございます。

3、債務負担行為の廃止につきましては、地域包括支援センターの支援システムの賃借料で、債務負担ではなく長期継続契約としたため廃止するものでございます。

第3表地方債補正でございます。

1、地方債の変更といたしまして、交付決定や物価高騰による事業費の増減によるものとなります。

予算書8ページ、9ページをお開きください。終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 16款国庫支出金1項2目1節②新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金25万4,000円の増額につきましては、認定者から給付費の申請があったため増額するものでございます。なお、補助率は10分の10となっております。終わります。

○町民生活課長（荒木達也君） 2項国庫補助金1目1節②⑩社会保障・税番号制度システム整備費補助金107万8,000円の増額につきましては、補助金の変更交付決定に伴い増額になったものです。終わります。

○デジタル行政推進室長（森 太秀君） ②④地域未来交付金138万円の増額でございますが、住民票等のコンビニ交付事業及び議会の映像配信事業分として交付決定があったことから、増額補正いたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ②④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金751万2,000円の増額につきましては、令和7年度本省繰越した物価高騰対応重点支援地方創生交付金を子育て支援経費と水田農業構造改革対策事業経費に充てるものでございます。詳細につきましては、歳出において各担当課から説明させていただきます。終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 5目1節⑤防災・安全社会資本整備交付金8万4,000円の減額は、泥目木線道路改良工事の財源とするものでございますが、補助の内示による減額でございます。

6節⑧社会資本整備総合交付金1,933万7,000円の減額で、補助の内示によるものでございますが、内容は木造住宅耐震診断助成事業が2件分増えて14万2,000円の増、危険ブロック塀等除去助成事業が1件分減り7万5,000円の減、八雲住宅外壁改修工事分が1,940万4,000円の減となっているものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 7目1節④学校設備整備費補助金24万6,000円の増額につきましては、理科教育設備整備費等補助金の内示によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

⑫給食費負担軽減交付金2,728万4,000円の増額につきましては、いわゆる小学校の給食無償化の内示によるものでございます。支援額の考え方ですが、毎年5月1日現在、各小学校に在籍している児童数に対し、国が示している基準額5,200円に11月をかけたものとなります。終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 5節社会教育費補助金①文化財保存活用地域計画作成事業費補助金27万円の増額につきましては、文化庁の令和8年度地域文化財総合活用推進事業の採択を受け、第2期涌谷町文化財保存活用地域計画作成事業を実施するものです。補助率は10分の10となります。事業の詳細は、歳出の文化財保護経費にて説明します。終わります。

○町民生活課長（荒木達也君） 3項委託金2目1節①国民年金事務費委託金167万7,000円の増額は、制度改正に伴うシステム改修の補助金を計上するものです。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 17款2項4目1節農業費補助金④園芸特産重点強化整備事業費補助金100万円の減額ですが、翌年度事業実施する予定となったことから皆減するものです。

10ページ、11ページをお開きください。

⑤水利施設管理強化事業補助金24万円の増額ですが、迫川沿岸土地改良区において、当初予定した事業メニューの変更により事業実施施設の増加により増額するものです。

⑬経営所得安定対策等推進事業費補助金49万1,000円の減額ですが、内示により減額するものでございます。

⑭担い手確保・経営強化支援事業補助金3,000万円の減額ですが、地域農業構造転換支援事業が採択されたことから皆減するものでございます。

⑮農地利用効率化等支援交付金2,829万7,000円の減額ですが、同じく地域農業構造転換支援事業が採択されたことから皆減するものです。

⑯地域農業構造転換支援事業費補助金3,532万7,000円の増額ですが、令和7年度補正により繰越明許の廃止をした事業となります。令和8年3月の交付決定を予定しておりましたが、交付決定が4月となり事業実施決定したことから増額計上するものでございます。終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 6目1節⑤木造住宅耐震診断助成事業補助金7万1,000円の増額及び⑦ブロック塀等除去事業補助金3万7,000円の減額は、国庫補助金の内示に連動して増減するものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 7目3節②核燃料税交付金13万5,000円の増額でございますが、こちらはUPZ、女川原発から30キロ圏内の市町に交付される交付金となります。今年度から交付金の算定方法が変更されましたことから13万5,000円を増額し、総額を313万5,000円にするものでございます。増額分の使途につきましては、災害対策用消耗品の購入費用に充てるものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 8目1節⑤みやぎ子どもの心のケア運営支援事業費補助金210万5,000円の増額につきましては、わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」に対する内示によるものでございます。補助率は10分の5でございます。終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） ⑪少子化対策重点推進交付金3万3,000円の増額につきましては、令和8年度宮城県少子化対策市町村交付金の交付を受け、ライフデザイン・結婚支援重点推進事業を実施するものです。補助率は3分の2となります。事業の詳細は、歳出の公民館費にてご説明します。

続きまして、3節社会教育費補助金⑮地域スポーツ振興費補助金6万6,000円の増額、⑯文化芸術振興費補助金6万6,000円の増額につきましては、地方スポーツ振興費補助金並びに令和8年度文化芸術振興費補助金の採択を受け、運動部並びに文化部活動の地域展開等推進事業を実施するものです。補助率は、2事業とも3分の2となります。事業の詳細は、歳出の保健体育事務費にてご説明します。終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 3項4目2節①河川維持業務委託金8万円の増額は、県から委託されている田尻川の堤防除草に係るもので、内示によるものでございます。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 18款財産収入1項2目1節利子及び配当金⑳新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金利子1万4,000円の増額ですが、基金廃止に伴う精査のため利子分を計上するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 20款繰入金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

2項1目1節細節①財政調整基金繰入金1,462万8,000円につきましては、財源調整のため繰り入れるものでございます。本予算可決後の基金残高は、14億2,341万5,000円となるものでございます。14億2,341万5,000円となるものでございます。

3目1節細節①ふるさと涌谷創生基金繰入金264万円の減額につきましては、企業立地奨励金の確定による減

額となります。本予算可決後の基金残高は、５億3,281万1,000円となるものでございます。５億3,281万1,000円となるものでございます。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ６目１節農業振興奨励基金繰入金①農業振興奨励基金繰入金30万円の増額ですが、当初、奨励１団体を見込んでおりましたが、選考会議を実施した結果２団体を顕彰することとなったことから増額するものです。

19目１節①新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金繰入金520万5,000円の増額及び20目１節新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金繰入金９万6,000円の増額については、基金廃止に伴い一般会計へ繰り入れるものになります。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 22款３項１目１節細節③地域振興事業つなぎ資金貸付金元利収入850万円につきましては、涌谷町地域振興公社が事業主体となり実施する地域資源活用価値創出事業へのつなぎ資金として貸付けに係る元利収入となりますが、詳細につきましては歳出で説明いたします。終わります。

○総務管理課長（戸澤貴志君） ３目２節①看護師等奨学資金貸付金返還金126万7,000円の増額につきましては、看護師等奨学資金貸付金の元金収入２名分を補正するものでございます。

本来であるならば、当初予算に計上すべきものでありましたが、失念しておりました。今後、このようなことがないように十分気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。終わります。

○農業委員会事務局長（島陰日出男君） ５項５目１節④農業者年金業務委託手数料17万5,000円の増額につきましては、昨年度の加入者実績により増額となったものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ⑮中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金57万2,000円の増額ですが、繰上償還に伴う返戻金になります。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ⑳コミュニティ助成事業助成金150万円につきましては、予算可決後の内示でございましたので、今議会で予算措置しております。内容につきましては、歳出で説明させていただきます。終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） ㉔⑦スポーツ活動普及奨励助成金９万5,000円の増額につきましては、公益財団法人スポーツ安全協会の助成を受け、部活動の地域展開等推進事業を実施するものです。助成率は２分の１です。事業の詳細は、歳出の保健体育事務費にてご説明します。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 23款１項町債につきましては、先ほど第３表地方債補正においてご説明したものでございますが、１目７節細節①過疎対策事業債200万円の増額につきましては、物価高騰による事業費増額に充てるもの、８節①デジタル活用推進事業債20万円の増額と６目１節②道路整備事業債10万円の減額につきましては、交付決定による増減となるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 休憩します。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前１０時５９分

再開 午前 1 1 時 1 5 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

歳出の説明に入ります。

○議会事務局長（佐藤明美君） それでは、16ページ、17ページをご覧ください。

1 款議会費 1 項 1 目細目 2 議会管理運営経費12節①委託料につきましては、議会の公開性及び透明性確保の観点から、議会映像配信及び会議録検索システムを整備するための予算231万2,000円を計上しております。映像はライブ配信及びVOD配信を行い、12月会議からの配信開始を予定しております。なお、財源には、先ほど歳入で説明のありました地域未来交付金補助率 2 分の 1 を充当いたします。終わります。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 2 款総務費でございます。

次のページ、18ページ、19ページをお開き願います。

1 項 1 目細目 2 一般管理経費11節役務費③保険料、公用車保険料 1 万8,000円の増額でございますが、昨年度、企業版ふるさと納税においてご寄附いただきました電動キックボード 5 台の任意保険料につきまして、更新となりますことから増額をお願いするものでございまして、なお、頂いた電動キックボードにつきましては、現在、役場に 2 台、涌谷公民館に 2 台、町民医療福祉センターに 1 台配置し、主に近場の移動等に使用しているところでございます。

続きまして17節備品購入費、施設用備品購入費 3 万9,000円の増額でございますが、こちらは医療福祉センターで使用しております公印につきまして、経年劣化により使用に耐えられなくなりましたことから、新たに公印を購入しようとするものでございます。終わります。

○会計管理者兼会計課長（金山みどり君） 3 目会計管理費細目 1 会計事務費11節②手数料 2 万2,000円の増額につきましては、支払い業務等で使用するシステムの再設定のための経費をお願いするものです。会計課から金融機関へ支払いのデータを伝送するために使用する端末の入替えが行われることに伴い、専門のエンジニアによるソフトウェアの再設定が必要となったものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 4 目細目 1 管財一般経費11節②手数料、消防設備保守点検手数料 4 万4,000円につきましては、貸出ししている薔薇島の倉庫において、当初予算可決後に消防点検が必要であると指摘が消防署からございましたので、今回計上するものでございます。

12節①委託料、浄化槽汚泥処理業務委託料44万円につきましては、閉園となった旧涌谷幼稚園において、浄化槽の最終汚泥処理が必要であるため、今回予算計上するものでございます。支障木伐採業務委託料38万8,000円につきましては、こちらも閉園となった旧涌谷南幼稚園におきまして、閉園後、近隣住民の方から、毎年幼稚園の桜に害虫が発生し、幼稚園において駆除していたところでございますが、閉園後も町で対応するよう要望があったものでございます。このことから、近隣住民に迷惑のかからないように、一部の桜を伐採いたそうとするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 細目 2 庁舎管理経費12節委託料113万2,000円の増額でございますが、庁舎警備業務委託料につきまして、年度ごとの委託料の積算方法に変更がございましたことから、今年度分の委託料

につきまして、増額をお願いするものでございます。なお、5年間の委託料総額につきましては変更ないものでございます。

次のページにまいりまして、13節使用料及び賃借料、放送受信料1万3,000円の増額につきましては、3月末で閉園となりました幼稚園からテレビ2台を役場庁舎に移動しましたことから、2台分のNHK放送受信料について計上するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 5目細目1企画調整費7節①報償金、総合計画評価委員会委員謝礼5万6,000円と、8節②普通旅費5万6,000円につきましては、今年度からスタートいたしました第六次総合計画について、今後外部評価制度による評価を実施するため、今年度を試行年度とし、5名程度の評価委員へ報償費として計上するものでございます。

13節①使用料及び賃借料、生産施設用地借地料2万7,000円につきましては、株式会社ウェルファムフーズ様の上郡農場におきまして、農業用ハウス2棟の寄附の申出がでございます。これは、先代社長からの申出により進んでまいりましたが、農場に建設されました鶏ふんボイラーの余熱を利用できる状態となっておりまして、寄附されたハウスを利用して、涌谷町のふるさと納税の返礼品開発などに生かしてほしいとの思いから話が進んできたところでございます。

ハウスにつきましては、寄附でございますが、当該地については借地で対応してほしいとのことから、今回借地料を計上させていただいております。

20節①貸付金、地域振興事業つなぎ資金貸付金850万円を涌谷町地域振興公社に貸し付けようとするものでございます。この事業につきましては、農林水産省の地域資源活用価値創出推進事業で、地域維持発展に向けて、生き生きと暮らしていける環境創出を行うためのきっかけをつくり、地域資源を活用した付加価値の創出、関係人口の拡大、活性化を推進しようという事業でございまして、補助率が10分の10でございます。令和8年度の事業に申請しておりましたところ、内示があったものでございます。

本事業実施の経緯といたしましては、昨年度、空き家を活用した宿泊施設を色麻町で運営している状況を視察させていただきました。その事業者が、県内にもっと同様の施設をつくっていききたいというお話がございまして、町内を案内した結果、現在は旧篁岳観光センターの取得を目指しているところでございます。この事業者から、本事業の活用事例を紹介され、当町の活性化につながると考え、申請したところでございます。

この事業につきましては、町が事業主体となるものではなく、町を構成員に含む地域協議会が事業主体となりますことから、既存組織である地域振興公社を事業主体に事業を行ってまいりたいと考えております。しかし、この事業につきましては、交付金の実績に基づく精算による交付となるため、つなぎ資金を涌谷町振興公社に貸し付けるためをお願いするものでございます。この事業により、地域資源である篁岳山などを生かした活動計画を作成したいと考えております。

22節①償還金、国庫支出金返還金531万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金及び新型コロナウイルス感染症対策農畜産業支援基金廃止による返還金でございます。終わります。

○デジタル行政推進室長（森 太秀君） 細目4情報化推進経費12節①委託料、プロキシサーバ改善業務委託料60万1,000円の増額でございますが、現在使用しているシステムについて一部動作が不安定となり、業務に支障が生じていることから対策を行おうとするものでございます。

13節①インターネットサーバ等リース料48万9,000円及びL G W A N機器リース料18万4,000円につきましては、更新に伴う機器リース料でございます。本来、当初予算で計上すべきものでございました。大変申し訳ございませんでした。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 細目9地域おこし協力隊事業費の12節①委託料、協力隊活動委託料120万円の増額と、18節④補助交付金、協力隊活動費補助金85万4,000円の増額につきましては、7月1日から協力隊員2名の着任が予定されておりまして、今年度の予算に不足する分をお願いするものでございます。

細目12わくや万葉の里施設経費10節⑥修繕料80万円につきましては、涌谷天平ろまん館の雨漏りがございまして、屋上の防水シートの修繕にかかる費用でございます。

14節①工事請負費、施設設備更新工事120万円の増額につきましては、当初予算でお認めいただきました今年度予定しております工事におきまして、物価高騰により工事費に不足が生じる見込みであることから増額をお願いするものでございます。

細目13健康文化複合温泉施設経費、次のページをお開きください。12節①委託料、経済波及効果推計業務委託料55万円と、建物等現況調査業務委託料1,050万円につきましては、いずれも、わくや天平の湯におきまして、今後事業を継続していくのか判断するため、調査業務を委託しようとするものでございます。

14節①工事請負費、施設設備更新工事80万円の増額につきましては、先ほど同様に、物価高騰による不足する工事費分をお願いするものでございます。

18節③その他負担金、施設運営経費負担金140万円の増額につきましては、施設運営者との協定に基づく、令和7年度のリスク分担による精算分として負担するものでございます。

10目細目1コミュニティ事業経費18節④補助交付金、コミュニティ助成事業補助金150万円につきましては、宝くじ助成でございまして、当初予算可決後の内示でございましたので、今回の予算に計上させていただいております。補助率10分の10の事業で、今年度は上小塚自治会で集会所に備品整備などをする予定でございます。

12目細目1基金管理経費24節①積立金、財政調整基金積立金2,518万1,000円につきましては、当初予算において、小学校給食無償化に係る国の交付見込み分に財政調整基金を充てておりまして、今回、交付金の内示がございましたので、当初で基金を充てていた額を積立とするものでございます。

本予算可決後の基金残高は14億2,341万5,000円となるものでございます。14億2,341万5,000円となるものでございます。終わります。

○税務課長（木村 治君） 2項徴税費細目2税務事務経費18節、24ページ25ページをお開き願います。③その他負担金2万5,000円の増額につきましては、地方税共同機構に係る令和7年度の利用実績が確定したことにより、負担金を増額するものでございます。

次に、2目細目1賦課事務経費11節②手数料22万円の増額につきましては、ゆうちょ銀行の取扱い手数料の改定に伴い今回増額するものでございます。終わります。

○町民生活課長（荒木達也君） 3項戸籍住民基本台帳費1目細目2戸籍住民基本台帳事務経費12節委託料①委託料、戸籍附票システム改修業務委託料107万8,000円の増につきましては、制度改正に伴いシステム改修の項目が追加となり増額するものです。終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3款民生費、26ページ、27ページをお開きください、1項1目細目3国民健康保険対

策経費27節①繰出金 6 万2,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の人件費となっており、一般会計から国保会計へ切替えるものでございます。終わります。

○町民生活課長（荒木達也君） 1 項 2 目細目 1 国民年金事務経費12節委託料①委託料、国民年金システム改修業務委託料167万8,000円の増につきましては、国民年金の制度改正に伴いシステム改修が必要なことから、システム改修委託料として計上するものです。終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3 目老人福祉費細目 5 介護保険対策経費27節①繰出金145万9,000円の増額につきましては、内訳としまして、介護保険職員給与費等繰出金258万6,000円の増額は、職員人件費となります。介護保険事務費繰出金161万3,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費及び制度改正による介護保険システム改修費となっております。介護保険その他地域支援事業費繰出金274万円の減額でございますが、職員人件費及び物価高騰等による配食サービス費の増減となっております。終わります。

○福祉課長（渡邊千春君） 4 目障害者福祉費細目 6 障害者自立支援費12節①手話奉仕員養成講座委託料 4 万円の減額ですが、次のページをご覧ください、細目 7 地域生活支援費に財源の組替えを行うものです。あわせて、今回委託料が示されたことから、地域生活支援費において5,000円の増額をお願いするものです。

手話奉仕員養成講座は、聴覚や言語機能などに障害をお持ちの方が地域との交流を円滑に行えるよう、手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成することを目的としており、大崎 1 市 4 町が共催で行うものです。

18節④障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業補助金10万円の増額につきましては、障害者の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許取得費用の一部を助成するものです。今回、新たに 1 名の方から申請があったことから、1 件分10万円の増額をお願いするものであります。終わります。

○子育て支援課長（門田千恵君） 2 項児童福祉費 1 目細目 4 保育委託経費12節①委託料、保育委託料8,143万6,000円の減額及び19節①扶助費、認定こども園施設型給付費8,143万6,000円の増額につきましては、令和 8 年 4 月、民間保育所 1 園が認定こども園の認可を受け転換されたことから、予算の組替えを行うものです。

細目 7 子育て支援経費10節②の消耗品費から19節扶助費①の赤ちゃんおむつ等クーポン券支給費につきましては、赤ちゃんおむつ等クーポン券事業に係る経費となります。事業概要につきましては、資料の 7 ページをご覧ください。

涌谷町赤ちゃんおむつ等クーポン券支給事業でございます。

初めに、事業概要をご説明いたします。

この事業は、財源として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯の経済的負担軽減のため、町内の対象店舗において、赤ちゃんのおむつ用品等、紙おむつやお尻ふきシート、トレーニングパンツ、処分用の袋などを購入する際に使用できるクーポン券を乳幼児 1 人当たり、妊婦に対しては胎児 1 人当たり 2 万円分支給するものでございます。

次に、背景でございます。

涌谷町こども計画アンケート調査におきまして、子育て家庭において特に負担に思うことについての回答で、「子育てに出費がかさむ」が最も高い結果となっております。また、原材料の高騰によるおむつ価格の値上がりが各メーカーからも発表されておりますことから、いち早く取り組むものでございます。

対象でございます。涌谷町に住民登録のある令和 5 年 4 月 2 日から、令和 8 年12月31日までに生まれた乳幼児

の保護者及び令和9年1月1日から令和9年3月31日までに出産予定の妊婦を対象とし、170名を見込んでおります。

実施方法でございます。申請を不要とするプッシュ方式にて、令和8年9月から順次実施予定としております。

対象となる方へ赤ちゃんおむつ等クーポン券を郵送または窓口交付にてお渡ししまして、町内の対象店舗でご利用いただきます。クーポン券の使用期限は、令和9年2月28日までを予定いたします。各店舗からの請求支払いを含め、令和9年3月31日で事業完了を予定としております。

予算書29ページにお戻り願います。

本事業を実施するため、10節②消耗品費2万円、④クーポン券印刷に係る印刷製本費10万円、11節①郵送料として通信運搬費10万2,000円、②電子複写機保守管理手数料5,000円を事務費として計上いたし、19節①赤ちゃんおむつ等クーポン券支給経費340万円と合わせまして、事業費総額362万7,000円を計上するものでございます。

5目細節2放課後児童クラブ運営事業費12節①廃棄物運搬処分業務委託料につきましては、小里箕岳児童クラブにおいて洗濯機が使用不能となり、廃棄が必要であり、1万円の増額をお願いするものです。

17節①備品購入費、30ページ、31ページをお開きください。施設用備品購入費3万8,000円は、小里箕岳児童クラブ用の洗濯機の廃棄に伴い、新たに購入する費用をお願いするものです。

6目細節3こども園経費10節需用費細節6修繕料は、さくらんぼこども園給食調理室の調理器具操作パネルの液晶画面と配線の不具合により、修理と部品交換が必要となりますことから246万8,000円をお願いするものです。

11節役務費細節2廃棄物処分手数料6,000円につきましては、こども園において洗濯機が使用不能となったため、廃棄処分のためリサイクル券を購入する経費になります。

12節細節1支障木伐採業務委託料につきましては、さくらんぼこども園敷地内の樹木1本が倒木の危険があり、伐採経費2万円を増額するものです。終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 4款衛生費、32ページ、33ページをお開きください。1項2目細目1予防接種経費18節④補助交付金25万5,000円の増額につきましては、歳入でもご説明しましたとおり新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金となります。終わります。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 4項1目細目2医療福祉センター管理経費10節⑥修繕料30万円の増額につきましては、5月上旬の暴風により研修ホール屋上の防水シートが破損することがあり、その修繕で既決予算を全て使い切ったことから、今後の修繕に備え補正をお願いするものでございます。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 34ページ、35ページをお開きください。

6款1項3目細目1農業振興対策事業費7節①農業振興奨励金30万円の増額ですが、歳入でご説明しましたが、2団体の顕彰のため増額するものでございます。

18節④園芸特産重点強化整備事業費補助金100万円については、事業者の事業取下げに伴い減額するものでございます。

細目3ブランド米創出事業経費8節②普通旅費4万8,000円の増額ですが、金のいぶき販売促進活動に係る旅費で、バルシステム神奈川通常総会出席するためのものでございます。

5目細目2農地整備事業経費18節④水利施設管理強化事業費補助金21万6,000円の増額ですが、歳入で説明し

たとおり、メニュー変更により施設の増加が可能となったことから、これに伴う増額になるものでございます。

17目細目1 水田農業構造改革対策事業経費18節④経営所得安定対策等推進事業費補助金49万1,000円の減額ですが、内示により減額するものでございます。

農地利用効率化等支援事業費補助金2,829万7,000円の減額及び担い手確保・経営強化支援事業補助金3,000万円の減額は、地域構造転換支援事業により採択されたことから、皆減するものでございます。

畜産堆肥資源循環促進事業補助金450万円の増額ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、堆肥散布機3台を導入するため増額するものでございます。補助率は2分の1以内を想定しております。

地域農業構造転換支援事業補助金3,532万7,000円の増額ですが、内示決定により増額するものでございます。

4 経営体、補助率10分の3となります。終わります。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 7 款商工費でございます。36ページ、37ページをお開きください。

1 項 2 目細目 2 企業誘致対策経費18節④補助交付金、企業立地奨励金333万9,000円の減額につきましては、企業立地奨励金の額の確定による減額となります。終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 細目 3 基金管理経費24節①新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金積立金1,000円の減額ですが、精算に伴い減額するものです。終わります。

○建設課長（岩渕 明君） 8 款土木費になります。38、39ページをお願いいたします。1 項 1 目細目 2 土木総務経費12節①委託料28万5,000円の増額は、歳入でご説明いたしましたが、木造住宅耐震診断助成事業補助金の内示が2件分増額になったことに伴うものでございます。

18節④補助交付金18万7,000円の減額も、危険ブロック塀等除去事業補助金の内示が1件分減額となったことに伴うものでございます。

2 項 1 目細目 2 道路橋りょう総務経費18節④補助交付金8万1,000円の増額は、田尻川河川愛護会への補助金が県からの内示で増額となったことに伴うものでございます。

2 目細目 1、17節①備品購入費3万円の増額は、支障木の伐採等に活用しているアルミはしごが老朽化により破損が見られるため、新たに購入いたそうとするものでございます。

3 目細目 1、12節①委託料の（補助）橋梁点検業務委託料の10万円の増額は、交付金が満額の内示となったことに伴う事業費の端数処理のため増額するものでございます。

14節①工事請負費（交付金）道路改良工事6万8,000円の減額は、交付金が減額の内示となったことに伴い、泥目木線道路改良工事の事業費を調整し減額するものでございます。

続いて、4 項 1 目住宅管理費は、事業費の増減はございませんが、歳入で八雲住宅外壁改修工事に対する交付金が減額の内示となったことに伴い、財源の組替えを行うものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 9 款消防費、次のページ、40ページ、41ページをお開き願います、1 項 3 目細目 1 消防施設維持管理経費10節需用費、光熱水費1万9,000円の増額でございますが、今年3月に完成いたしました三十軒地区、1 分団 1 班の消防ポンプ置場にかかります電気料及び水道代金につきまして、計上するものでございます。

こちら、当初予算に計上すべきところでしたが、失念しておりました。大変申し訳ございません。

続きまして5 目細目 2 災害対策経費10節需用費20万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました核燃

料税交付金を活用し、当初予算で見込んでおりました備蓄食糧及び防災活動服の購入費用を増額するものでございます。

続いて細目4原子力災害対策経費18節③その他負担金2万5,000円の増額につきましては、UPZ自治体協議会負担金につきまして、今年度の総会におきまして負担金額が引上げられましたことに伴い、増額をお願いするものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 10款教育費1項2目細目2事務局経費、42、43ページをお開きください。7節①報償金、町立小・中学校在り方検討委員会委員謝礼43万5,000円から8節①費用弁償1万6,000円、②普通旅費6万円の増額につきましては、涌谷町立学校における在り方検討委員会の立ち上げに係る検討委員の皆様への謝礼や費用弁償などの増額をお願いするものでございます。

細目11GIGAスクール経費10節⑥修繕料29万円の増額につきましては、月将館小学校にあるUPS、こちらは無停電電源装置と申しまして、パソコンやサーバーなどにつなぎ、停電などの際に備えるバックアップ電源装置のことでございますが、こちらが故障しておることから、早急に修理を行おうとするものでございます。

2項1目細目2小学校管理経費17節①備品購入費41万8,000円の増額につきましては、現在故障している涌谷第一小学校のジェットヒーターを1台購入しようとするものでございます。

2目細目1小学校教育振興経費17節①備品購入費30万6,000円の増額につきましては、歳入で説明いたしました学校設備整備費補助金の内示があったことから、該当する備品として月将館小学校の理科実験器具、篁岳白山小学校の百葉箱等を購入しようとするものでございます。

3項2目細目1中学校教育振興経費13節①使用料及び賃借料79万2,000円の増額につきましては、涌谷中学校で実施する民間施設を活用したプール授業について、1回当たりの受入れ可能な人数及び日程等が決定したことから、移動にかかる経費としてバスの借上料をお願いするものでございます。

17節①備品購入費21万6,000円の増額につきましては、小学校教育振興経費と同様に理科教育設備整備費等補助金に該当する備品として顕微鏡などを購入しようとするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 44、45ページをお開きください。

5項社会教育費になります。2目細目2公民館運営経費13節①使用料及び賃借料、施設借上料5万円の増額につきましては、歳入でご説明しました令和8年度宮城県少子化対策市町村交付金を充当し、友活事業を実施しようとするもので、会場となる施設の借上料を計上するものです。年2回の実施を計画しております。

3目細目1文化財保護経費7節①報償費、文化財保存活用地域計画策定協議会委員謝礼15万3,000円の増額、8節旅費②普通旅費2万4000円の増額、10節②消耗品費4万9,000円のうち3万円の増額、11節役務費6万4,000円の増額につきましては、歳入でご説明しました文化財保存活用地域計画作成事業費補助金を充当し、第2期涌谷町文化財保存活用地域計画作成事業を実施するものです。

本計画につきましては、令和5年度に文化庁の認定を受けて第1期計画を策定しておりましたが、本年度をもって今次計画の計画期間が満了となることから、再度協議会委員を委嘱し計画改定を行うものです。

次期となる第2期計画は、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする予定で、改定内容は、第1期計画の取組状況の分析を踏まえつつ、第六次涌谷町総合計画に設定されている内容に合わせての改定を予定してございます。

10節②消耗品費 4 万 9,000 円のうち 1 万 9,000 円につきましては、涌谷伊達墓所内における消火器について、消防署の指導により 1 本追加設置するものです。

続きまして 46、47 ページをお開きください。

12節①委託料、支障木伐採業務委託料 164 万 6,000 円の増額につきましては、昨年倒木した町指定天然記念物不動沢のけやきの残存ケヤキ 2 本と近隣の雑木 1 本について、今後倒木の危険性があることから、損害や人的被害の防止の観点から支障木として伐採するものです。

細目 2、歴史公園管理経費 10節⑥修繕料 1 万 1,000 円の増額につきましては、追戸横穴歴史公園内のトイレにおいて、手洗い配水管の一部が冬季間の凍結により破損したため、これを修繕するものです。

続きまして、6 項保健体育費です。1 目細目 2 保健体育事務経費 7 節①報償金、地域活動体験交流事業講師謝礼 40 万円の増額につきましては、歳入でご説明しました地域スポーツ振興費補助金並びに令和 8 年度文化芸術振興費補助金、スポーツ活動普及奨励助成金を充当し、部活動の地域展開に伴う小中学生の体験交流館に係る講師謝礼を見込むものです。年 12 回、特別活動を 2 回の計 14 回の開催を予定しています。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 2 目細目 2 給食センター運営経費 10節⑥修繕料 45 万 1,000 円の増額につきましては、下処理施設等に面しているシャッターに隙間が発生しており、そこから害虫の侵入が懸念されることから、速やかにシャッター及びその周辺の修繕を行おうとするものでございます。

11節②手数料 9 万 5,000 円の増額につきましては、油地下タンク清掃漏えい検査手数料として、当初予算に計上すべきところを計上漏れとなっておったため、今回、補正をお願いするものでございます。

大変申し訳ございませんでした。48、49 ページをお開き願います。

終わります。

○生涯学習課長（福山宗志君） 3 目細目 1、体育施設管理経費 11節②手数料、電気保安設備保守点検手数料 4 万 1,000 円の増額につきましては、海洋センタープールの電気保安設備保守点検手数料について増額するものです。当初予算で計上すべきところでしたが、確認が遅れ、大変申し訳ありませんでした。

以上で、令和 8 年度涌谷町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑はここで行わず、各予算の款項において質疑を行いますので、了承願います。

4 ページ、第 2 表債務負担行為補正について質疑ございませんか。6 番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉 定でございます。

債務負担行為が増額になっているんですけれども、LED照明賃借料のところですが、確認なんです、LED照明の器具のみなのか、中には例えば木柱の電柱に取りつかっている部分だとか、極力、電柱とか電話柱に移設すると、前に説明を受けたんですけども、そういった木柱とかそういったのが残されているんですけども、そういったものがもし腐った場合とか、そういったことは、この債務負担行為の中で修繕なんかの費用がここで賄われるのかどうか、そこを確認しておきたいんです。それがなかったら、次の別なことを考えなきゃいけないのかなと思うので、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、防犯灯のLED化につきまして、ご回答いたします。

今回、器具のみならず、木柱の、現在木柱についている防犯灯につきましても更新するような形で予定はしております。ただ、そのまま木柱を撤去しまして、そこに別な鋼管柱ですとか、そういったものを立てる場所もございますし、場所によっては、撤去して近くの電柱に取り付ける部分もあるというところもございます、その辺は、工事入る前に一度全部調査しまして、その辺、既存のまま付け替えできるのか、木柱の撤去が必要なのかというところを調査しまして進めたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 木柱というか、木柱についている照明灯は考えているということなんだけれども、町内だと結構な数に上るのかなと思うんですけれども、それを、うちのほうの行政区で木柱のやつを、以前鉄骨というか、鉄管を利用したものをつけようと思ったときに、10万弱くらいかかったような記憶があるんです。そうすると、町内の多数ある木柱を全部そういったことにすると、こういう費用で賄い切れなくなるんじゃないかなという心配があるんですけども、本数とかはお調べになったんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 債務負担行為からはちょっと離れていますが、総務課長、答弁願います。（「含まれるのかどうかを聞きたい」の声あり）

○6番（稲葉 定君） 一応、予算計上時には、ある程度の木柱の数というの見込んで、この額を算出しておりますので、これまでも木柱につきましては、傷んでいるものについては別な鋼管柱等に置き換えておりますけれども、その辺、今現在である程度本数は見込んだ上でのこの積算となっております。（「了解です」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、4ページ、第3表地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入は一括質疑となりますが、23款町債につきましては省略いたします。

8ページ、16款国庫支出金から15ページ、22款諸収入までについての質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 歳出に入ります。

歳出は項ごとになります。

16ページから17ページまで、1款議会費1項議会費。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 前々からお話しして、私のほうも質疑していましたが、議会の映像の発信について、今回システムを委託するという予算がついておりますけれども、すごくいいことだなというふうに思いますし、これからは安定が図れて、町民の方にも広く見ていただければなというふうに思います。

そこでお伺いするんですが、この機会でありますので、前々から私もずっと言ってきましたけれども、やはり病院の待合室、あとは公民館、もしくは役場住民課の待合室について、発信映像をすべきと、この機会ですから思うんですが、その辺について、総務課になりますか、答弁をいただければというふうに思いますが。

○議長（大泉 治君） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤明美君） 議会費ですので、私のほうからお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、町民に開かれた公開性を求めまして、今回、映像システムを入れたいと思いますので、いずれ、財政との相談になるかと思いますが、そういったところでも町民の皆さんに見ていただけるふうにしていければなとは思いますが、今回は取りあえずリアル配信、インターネットによるリアル配信と、あと後日見られるVOD配信というふうなのをしますので、ご自宅でゆっくり見ていただくということができるかと思っております。以上です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 局長に答えていただいてあれなんですけれども、この機会ということもあるし、それとやはり、局長が説明の中でも言っていましたけれども、広く町民の方に認知をしていただきたいということ、そういうことからすれば、やはり、この近くであれば美里町なんかでもそうですけれども、もう住民の待合室で見られるようになっていきますし、ほとんどのところがそういうことをやっているのではないかなという観点があります。

ですから、涌谷町も、そういった観点で広く住民に、特に病院の待合室は、1時間とか待つ方もいるわけですから、結構見る機会が多いのかなというふうに思いますので、その辺について、総務課の見解はいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それではお答えいたします。

先ほどご質問にございました病院や公民館での配信というのは、物理的には、通信環境さえあればパソコン等をこのモニターにつないで映すことは可能かと思います。そういった意味で、今後関係部局とも相談しながら進めていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、16ページから23ページまで、2款総務費1項総務管理費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

補正予算書22ページ、23ページでありますけれども、5目企画費、健康文化複合温泉施設経費の中の12委託料でありまして、経済波及効果推計業務委託料が55万の増、建物等現況調査業務委託料が1,050万の増額ということで、説明では事業を継続するのかどうかという説明だったと思うんですけれども、この二つの委託料ですけ

れども、一つの下の方は、建物等現況調査業務委託料、何となく委託料の名前を見れば、今ある建物の調査をするのかなと思いますけれども、その上の経済波及効果推計業務委託料なんですけれども、こういった業務の委託をするのか、先ほどちょっと、説明では事業を継続するのかという話でしたので、その点ちょっと詳しくお聞きしたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それではお答えいたします。

まず、建物の現況調査業務委託につきましては、建ててから30年経過いたしておりますので、今後どれだけ建物としてもつのか、それから、老朽度合いにおいて、修繕なり、今後の修繕などが今後どれぐらいかかっているのかというのを総合的に調査するものでございます。

経済波及効果のほうにつきましては、今あります温泉が、例えば今あることによって、どれだけ町にとって経済効果があるのか、またあと、なくなった場合は、どれだけ経済効果が消えてしまうのかというようなことを推計するものでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁でなんとなく分かりましたけれども、この委託をして、それぞれの業務が委託されて、結果は、どのぐらいの調査で結果が出るのか。二つの委託料ですけれども、経済波及効果の推計業務、そして、建物等現況調査、これ、こっちのほうの金額が大きいわけですが、どのぐらいの期間を要して、時間を要しての委託なのか、2回目質問します。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず、経済波及効果のほうは数か月ということで、3か月程度で出ると言われておりますけれども、建物のほうにつきましては7か月ぐらいかかるんじゃないかと言われております。ただ、あまり時間かかると、結論を出していくのにも時間がかかりますので、令和9年には、次の10年からの指定管理を決める時期にもなりますので、なるべく早くしていただきたいとは考えております。

また、この結果が出ましたら、議会の皆さんにもお諮りしながら、情報を共有しながら、今後について考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） この二つの業務委託で結果が出て、議会にもいろいろと示されて、いわゆる経済波及効果については、温泉施設がどういう効果を表しているのかというのが分かるというのと、建物に関しましては、多分、先ほど課長が答弁あったように、老朽化しているのは間違いないので、多分、それをどう維持していくか、または、そしてまた改修をしていくのかだと思っただけけれども、その結果によっては、次の予算に関わってくるものなのかなと思うんですけれども、その点はいかがなですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そうですね、最悪といいますか、建物が本当にもたないというのであれば、建て替えも考える。または撤去というか事業をやめてしまうというのも選択肢にはあると思っております。できれば今、14万人強の方々が来ていただいている施設でございますので、継続したいという気持ちはありますけれども、その辺は総合的に判断していかなければならないものと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 1 番一條です。本日もよろしくお願いいたします。

まず、私は初めに、予算書18ページ、19ページの庁舎管理経費のほうで、閉園した施設の樹木等の伐採を行うということで予算計上されているかと思いますが、こちらですけれども、施設そのものが、その役割を終えたとしても、そこに刻まれた地域の記憶、そういったものまでは失われないものかなというふうに感じます。

ですので、伐採をするという行政的な目線だけで物事を考えるんじゃなくて、地域の方々としっかりと対話を重ねて、なおさら町花にしている桜を伐採されるということでしたけれども、こういったものの維持管理、そういったことのお考えを今後持つおつもりはないかということ伺いたいと思います。

また、続きまして20ページ、21ページのほうにございます地域振興事業つなぎ資金貸付金850万円でございすけれども、こちら、以前ご説明も受けましたが、新たに取り組としてなされる、そういった宿泊施設等を運営されている方々との今後の事業に使うものだというお話でございましたが、こちら、地域振興公社が窓口となるということでございましたけれども、どこまでこの地域振興公社が今後この事業に携わっていくのか。あくまで先ほどのお話だと、何かフィルター的な役割でしかないんじゃないかなというふうにイメージされたものですから、その辺を改めて伺いたいと思います。

もう一つ、すみません、こちら22ページ、23ページのほうの、先ほど来、他の議員からも質問がありましたが、建物等現況調査業務委託料でございますけれども、こちら、健康文化複合温泉施設の経費として計上されておりますが、ほかの公共施設、または指定管理している施設等の維持管理に伴う調査というのは、今後行うお考えはあるかどうかということまで伺いたいと思います。以上です。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず、1 点目の桜についてでございますけれども、地域の皆さんにもお話ししなければいけないと思いますけれども、やはり住んでいる方、本当に家に隣接しているところということでもございますので、今後、貸すにしろ、売るにしろ、隣接の方については、そういったご迷惑がかかるので、今回、伐採という判断をしておりますが、地域の皆さんには、お話のほうをさせていただきたいと思います。

それから、2 点目のつなぎ資金でございますが、地域振興公社がどこまでというお話でございますが、今回の事業につきましては、関係人口や交流人口を増やすため、どのようにしていったらいいかということを考えるものでございますけれども、公社も同じ立場で、公社にとっての交流人口といいますか、来ていただくお客様が増えるような施策も一緒に考えていきたいと思っておりますので、もちろん町もそこには関わっていきますので、町と公社と共に事業のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

それから、建物の調査でございますけれども、こちらにつきましては、今回見てご存じのとおり、今回の温泉の調査だけで1,000万かかるわけでございます。これが全部の施設について必要かどうかというのは、その施設にもよろうかと思しますので、それは、全部についてやるとは今考えておりませんけれども、必要であればやらなければいけないものと考えております。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） まず、1 点目に伺った点に関しましては了承いたしましたが、しかし、やはり涌谷町の

町花ということでございますので、ここは引き続き、皆さんと協議を重ねて、維持管理にもぜひ努めていただければと思います。

2点目についてでございますけれども、こちらの事業に関しましては、具体的にいつ頃から、公社のほうと町のほうとで協議を重ねて実施していく内容なのかということを、改めて伺いたいと思います。また、その際に商工会であったりとか、各種様々な団体活動をされている方々いますけれども、どういったところまでを参集範囲というか、実行委員会みたいなものに入れていくお考えがあるのかということを伺いたいと思います。

3点目にいたしましては、了承いたしました。ではお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、いつからということでございますけれども、町としては、早速やっていきたいと思います。この事業なんですけれども、通常の市町村ですと2年間の補助になるわけなんですけれども、条件不利地域といって、うちのほうはなっておりますので、3年間使えるものとなっております。

ただ、金額が毎年同じではなくて、今回お願いしている金額につきましては、上限が850万ということですので、全額使うかどうかは別として、今年度はワークショップ、話し合いをいたしまして、今後計画なり実施なりに結びつけていこうと思っているところでございます。

それから、この事業につきましては公社主導として行ってまいりますので、我々も入りながら、公社とよく相談しながら、よりよいものにしていきたいと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄です。

今の関連のつなぎ資金、20ページ、21ページの850万というものですけれども、常任委員会のほうでも説明を受けたんですが、3年間で行って、この資料というのは常任委員会だけしか出してないんですよね。私、この説明に何か資料がつくのかなと期待はしていたんですが、ちょっと分からない議員さんもいらっしゃると思いますので、事業費として8年度が850万、9年度が600万、10年度が350万という、全部で3か年で1,300万円ということの事業になるようなんですけれども、年度に一応分かれてはいますけれども、これ3か年まとめて計画を立てたいというのか、それとも、8年度はどこまで、9年度はどこまで、何ていうか計画のスケジュール感というのか、その辺が全然つかめないんですけれども、例えばですけれども、8年度で計画を立てる、9年、10年はハード事業とかそういうものにも使える金額なのかどうか、そういうところまで教えていただければと思います。

それで、推進体制として、公社が事業主体となって、あとは民間事業、町内の地域団体、それから地域の人材等、それから涌谷町というくくりで推進体制を構築していくということで、公社にとってのメリットとあるんですけれども、これですね、公社に専門人材が常駐し、情報発信のハブになるということなんですけれども、何か結果はこのような結果になることを想定して計画を立てるのか、そういうところはどのように、何か、皆さんとワークショップをして、どのようにしたらいいかということを聞いて計画を立てていくのかなと私は思っていたんですが、そういうところと、それから麓岳山の宿泊施設をどうするかという計画云々という説明もありましたけれども、そこが主体で計画を立てようとするのか、何かその辺が、いま一つ分からないところで、最終的に成果目標が8年度末という目標値が出ているんですけれども、その後、9年、10年の分の目標という

のがないんですが、その辺はどのようになっているんですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） お答えいたします。

まず、年度の事業内容についてでございますけれども、8年度は、ワークショップというか話合い、地域の皆さんとお話をして、まず町の地域資源、どういったものがあるって、どういった目標とするかというのを話し合っていきたいと思っております。これは公社のほうで主体となりますので、今、町で考えているところということで聞いていただきたいと思います。そして2年目につきましては、計画を策定し、3年目に実施したいと考えております。

そして、今回の簗岳山につながるのかということもございましたけれども、これにつきましては今回、先ほどお話ししましたご紹介、こういう事業があるよとご紹介いただいた方というのは、旧観光センターを取得しようと考えている方ございまして、その方は、県内にもほかに施設を持っているわけですが、宿泊者が来ていただくだけでは、その施設というのは動いていかないわけですので、その地域ということで簗岳地域を巻き込んだ、地域資源というと簗岳山が地域資源としてございますので、石仏であったり、登山といいますか山登りであったり、そういったものもツーリズムに入れながら開発できるのではないかと考えております。

また、公社にとっても、今回外部の人間によってアドバイザーというものが、町内の方じゃなくて外からの目で、涌谷町の改めて、「いいところ」というのが見えてくると思っておりますので、そういったものを公社の誘客等にもつながっていくものと考えているところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、常任委員会で資料を渡されたのは、あくまでも町当局の案であって、これに固執するというわけじゃなくて、ワークショップして、出た結果に基づいて推進していくという、そちらが優先するという考え方でいいんでしょうか。

何か町が、ただぼんとお金を出して勝手にやってくださいみたいな感じになってしまってもどうなのかなという心配はありますが、その辺は大丈夫なのかと、それから、10年度の金額が、上限が350万で実施するということですが、どういふことの実施を想定しているのか、ちょっと分からないんですが、その辺はどうなんですか。

ただ、私が思うのは、初年度が850万の9年が600万というのは、初年度、これからスタートするのに使い切れるのかどうかということも心配するんですが、その辺はどういうお考えなんでしょうか。

あと、8年度の、成果目標8年度となっているんですが、9年、10年の実施というか、9年が計画策定して、10年が実施ということですが、8年ワークショップ、それから9年が計画策定して計画書をつくって、10年にハード事業の実施と考えてよろしいんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） まず、金額についてでございますけれども、850万円のうち各年度ともなんですけれども、250万円についてはアプリ開発費というものに縛られているところがございます。ただ、このアプリ開発費というのが必要かどうかというのは、まだこれもワークショップなどやってみないと、そして使えるもの、それからつくったとしても、それ以降の維持ができるかどうかというのもありますので、こちら

については、今後使うかどうかというのは考えていかなければならない。とにかく、補助の上限額を今申し上げたところでございますので、そういった金額となっております。

ですので、250万引くと、今年度の事業費というのは600万になりますので、補正後、早速、活動のほうは動いていきたいと思いますが、あくまでも目的は計画の策定ということになりますので、こういった皆さんで、こういった地域資源を活用して、こういったものにしていくかというのを今後考えていこうとしているところでございます。ですので、考えられるのはモニターツアーとか、そういったのも考えられるのかなと思っておるところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） これからスタートするので、なかなか分からない部分があるというところは理解できます。

一つちょっと心配なことがあって、宿泊施設をやりたいという業者さんの立ち位置というか、どういう形で計画と、ここの地域資源活用の計画と結びつけるのか、ちょっと分かりませんが、一方のその方は民間の方であり、ここでそういう事業をしたいという会社だと思われましますので、その辺はどのように配慮するというか、町として、公社とその業者さんとの、何ていうのか、けじめというか、何かそういう、ある程度分けておかないと巻き込まれるような可能性もないとも言えないと思うので、その辺はどのように考えているのか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 今回、取得というお話がございましたけれども、あくまでも取得しようとしているものについては、今観光センター所有の方と、その事業者との個人同士の売買が今進んでいるということでございまして、今回の事業とは関係ございません。

さらに、取得しようとしている事業者のグループ企業で、こういった地域資源活性化事業をやったことがあるという事業者さんがいて、農水省でこういった事業があるというご紹介があったものですから、町として活用できるんじゃないかということで、今回申請をしたところございます。以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今まで人件費について、一括で補正の場合はここで質疑してくださいというのがあったんですけども、今回は各款項におかれましてやってくださいということなんですけれども、19ページの会計年度任用職員の報酬ということであるわけですが、実質的に、こういう任用職員を使わないと事務効率が落ちてしまうのか、採用しなければ、使わなければ絶対駄目なのか。特に、全体で聞きますけれども、6人の方が今年度足りないという現状が今あるわけなんです、それでも間に合ってやっていけるようであれば、人件費の総割合というのが相当高いわけですから、経費節減のためにも、その辺の考え方をここで聞いておきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、人件費につきましてご回答いたします。

まず、人件費の説明でお話ししましたとおり、当初予算で見込んでおりました職員数から、一般会計では7人減という状況となっております、今年度になりましてから2名退職している状況でございます。その中で、何とか現在の職員で頑張っているところでございますけれども、どうしてもやはり人員が不足する部分につき

ましては、会計年度任用職員等の採用で補っているという状況でございます。

人数的なところを具体的に申し上げますと、毎年4月1日現在の職員数で国に報告している数字がございますが、そちらでお示ししますと、普通会計、一般行政部門と、あと教育部門を合わせた人数につきましては、4月1日現在では、昨年度の当初と同じ151名となっています。ただ、2人途中で、4月末で辞めておりますので、昨年度の4月1日から比べますと2人減、ただ令和3年、4年に比べますと、大体七、八名、やはりその当時より、こちらの普通会計では少ない状況となっております。

ですので、なかなか採用に至らない部分もありますので、どうしても採用に至らなかった部分については、会計年度任用職員でしたり、そういったところに対応せざるを得ないという状況ですので、今後一応、この辺の退職者等の数も見込みながら採用のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

決して、なので少ない人数でやれるというよりも、何とかやっているという形にはなりますので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らく、今の総務課長の説明では、努力の過程が見えるわけでございますけれども、ただ、仮に各自治体においてもそうなんですけれども、財政が厳しくなれば、じゃあ何を手をつけるかという、補助金のカットから始まって、最終的には人事までということ。大崎市の今年度の当初予算の組み方は、もうこういったパートタイムの会計職員から任用職員まで、かなりの方を削減しているんですね。

そういったことを踏まえると、涌谷町の財政が、仮に今基金残高が14億あったとしても、小学校の解体等が全然進んでない、老朽化施設をどうするんだろうということも今後見受けられるわけですよ。だから、小さなことかもしれませんが、その積み重ねでお金をためていくという方法も私はあるんだろうというふうに思っています。

そういった中で、仮に今7人足りないと言っても、実質、もしも間に合うのであれば、そういった形の中で努力していただくと、町のために、町民のためにもなるのかなという部分もあるんですが、その辺に対してはどうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 今後の採用につきましては、退職者の補充ですとか計画的な採用を検討してまいりたいと考えております。決して過大にならないような形で、最小限の中でやっていけるような採用について、今後進めていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

20、21ページですか、先ほど1番、4番の方も質疑していましたが、20①のつなぎ資金貸付金ですか、の件なんですけれども、この850万は、町で予算を使う、どこで使うのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 事業主体が公社でございますので、公社となります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 全ての会計というか、それは公社がやることになるんですか。だと思ってしまうんですけれども、

いかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 公社のほうでやっていただきます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 観光センターを取得したいという法人の方たちが、簗岳観光誘客を生みたいということで、事業をしたいということで、そっちのほうから声がかかって、この事業をつくったということなんですけれども、であるならば、その事業者が主体となってやっていただいたほうが、公社がかむ意味があるのかなと思ひまして、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 補助の性質として、地域の団体と、あと町が入った地域協議会をつくって、そこが事業主体ということになるということでございますので、その事業者は受ける資格はない事業でございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 22ページから25ページまで、2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから25ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく24ページから29ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 28ページから31ページまで、2項児童福祉費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

28ページ、29ページにございます、先ほどもご説明ございましたが、赤ちゃんおむつ等クーポン券支給費について伺いたいと思います。

こちら、国の制度といたしましては、一般質問でもございましたが、子育て支援財源として国民に新たな負担を求めているという状況がございます。当町といたしましては、今回のクーポン事業を物価高騰対策として実施するのか、あるいは子育て支援策として実施するのか、まず、その位置づけを明確に伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（門田千恵君） この事業の位置づけですが、両方の側面がございまして、活用する部分では、物価高騰対策のメニューの中に、子育て支援に係る部分がございますので、両方の側面がございまして。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。ありがとうございます。

そうしますと、単年度ということでの今回の実施事業になってしまうかと思いますが、子育て世代が今求めているのは、継続的な負担軽減であるかなというふうに考えます。そこで、子ども・子育て支援金制度による国の政策との役割分担ということで、今後、当町といたしましては継続的支援という形を取ると、どのよ

うなお考えがあるかということを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（門田千恵君） 継続的な経済的支援ということは、もちろん検討してまいりたいと思うんですけども、今回の事業に関しては単年度事業となります。今後の施策につきましては、上司と相談の上、慎重に検討してまいりたいと思います。（「了解です」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。

今の事業に関しましての質問なんですけれども、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、対象がゼロ歳児から2歳児となっていますよね、ここに書いてあるのは。それで、ただ令和5年4月2日から令和8年12月31日に生まれた乳幼児、あと保護者といいますか、9年の1月1日から9年の3月30日までの出産予定妊婦というふうに、妊娠している方と書いてあるんですけれども、現在ゼロ歳から2歳児が対象であるというふうにあるんですけれども、令和5年4月2日ぐらい、その以降に生まれた方は、もう3歳になっている、なっていますよね。その辺というのは、どうなんでしょう、対象になるのかどうか、その辺、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（門田千恵君） 今回、ゼロ歳児から2歳児という表現にさせていただいたのが、学齢での年齢が分かりやすいかなということで2歳児とさせていただいたんですけれども、保育園等の2歳児クラスに在籍する児童で、誕生日が来て3歳になられた児童も対象となります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） はい、分かりました。

あとそれから、ちょっとさっき私も「おむつ用品など」、などとありましたよね。すると、これはおむつというのは、赤ちゃんが生まれて、もうおむつが外れている方も、2歳だと、2歳ちょっとだと外れている方もいるんですけれども、そういうときの用途としてこのクーポン券を使用できるのは、課長は何かこうちょっとおっしゃっていただいたんですけれども、その辺というのを、もうちょっと詳しくお話していただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（門田千恵君） 各保育園に現状のところをリサーチさせていただいたんですけれども、トイレトレーニングは、1歳、2歳あたりから、どちらの園でも始められているということでした。2歳児の途中ぐらいから外れ始めるお子さんがいらっしゃるそうです。ただ日中帯、保育園での活動中におむつが外れるということがあった場合でも、夜間は使用される、ほとんどのお子さんが使用される。それから、お出かけの際にも使用されるという方が多いということで、ほとんどの2歳児クラスに在籍するお子さんは、おむつは使うであろうということを伺って、このような年齢の対象にさせていただきました。終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） おむつというか、課長がさっき説明のときおっしゃっていただいた「おむつ用品など」、などという範囲は、どの辺までの範囲を言うのか。あとそれから、おむつも今すごい高くなっています。

そのためのこのクーポンだと思うんですけども、そして、町内で買うということが義務づけられていますよね。これの周知というのは、どんなふうに行うのか、その辺をお答えください。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（門田千恵君） まず、すみません、先ほど対象商品のところがちょっと漏れてしまって申し訳ございませんでした。紙おむつ、それからおむつ交換の際に使われるお尻ふき、それから、外れる方でもお使いいただけるようにトレーニングパンツなど、それから処分用の袋や手袋なども対象にしたいというふうに考えております。

周知方法につきましては、対象となる方には広報やホームページで周知するとともに、対象となる方全員に、今回は周知不要といいますか、直接クーポン券のほうを送付させていただきますので、その中で、使用できる店舗でしたり、使用期限でしたり、そういったところの周知を図らせていただきます。終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 30ページから33ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） こども園の経費でちょっとお伺いしますけれども、先ほどちょっと私も漏れちゃったんですけれども、説明が。修繕料というのが246万8,000円あるわけですが、その修繕料なんですけれども……。

○議長（大泉 治君） 11番、衛生費、もうその部分終わりました。（「終わったの」の声あり）

ないですか。

32ページから33ページまで、4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく32ページから35ページまで、6款農林水産業費1項農業費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

34ページ、35ページのところの農業振興対策事業費、こちらの農業振興奨励金ということ、ご説明を、すみません、聞き漏れだったと思うんですけども、こういった活動に、今回その奨励金を出されるのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちらのほうの農業振興奨励金につきましては、以前からございます安部卓爾記念奨励賞顕彰規定に基づくものでございます。こちらのものにつきましては、安部卓爾先生のほうから頂いた原資を基にした基金となりまして、この部分につきましては農業関係、奨励の基準に関しましては、発明、考案または改良に貢献し、その功績が顕著な者、もう一つ、農業の開発または農業経済の振興に貢献し、その功績顕著な者、もう1点、地域の農業振興並びに農業の発展に貢献し、この功績顕著な者、その他、特に顕彰に値すると認められる者という部分の規定に基づきまして選考委員会を実施し、今回2団体を顕彰するという形になったものでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） こちら基金があったかと思うんですけども、その安部卓爾先生の。こちらがあるうち

にやるものなのか、それとも、しっかりと、例えば使い過ぎたというか、そういった奨励金を出し過ぎたときは、もう一回補填できる仕組みを持って予算化されていくものなのか、その辺の制度を教えていただければと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちらの奨励の措置につきましては、団体につきましては10万円以上30万円という形で1件、そういう金額になっております。この基金につきましては、500万円以上現在ございまして、現在のところ、奨励自体が数年に1度か2度のような状況でございまして、現在のところ十分に基金はあるのかなと思っております。

そのため、この部分に関しては、当分の間という、かなりそういう顕彰に値する方がいれば顕彰できていけるのかなと考えておりまして、その部分、これまで一般財源で補填していくかという検討は、現在のところしたことはございまして、十分にいけるだろうと認識しておるところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） ありがとうございます。

今のご説明ですと、数年に一度あるかないかということでございましたが、その前の答弁ですと、今回2件分の予算を計上しているというお話でございました。ですので、場合によっては、一気にそういったのが2件だったものが3件、4件という場合もあるのか、ないのか。数年ぶりに、今までの事例として、そういった数件同時に受賞されたということがあったのかどうかということも含めて伺いたいと思います。

また、今後なんですけれども、500万以上のこの基金がある中ではあるものの、仮にこれがあと10回、15回と続いていくと、枯渇する部分もあるのかなと思いますけれども、その辺を改めて伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。

まず、こちらの奨励金につきましては、過去、数年に1度と言いましたが、通常、各1件が通常でございました。また今回、こちらのほうの顕彰につきましては、実際のところ、顕彰規定につきましては、建町記念式において、そういう表彰する規定がまず第一にございまして、当然ながら、この規定につきましても、やはり、単年度の事業に関しては、あまり選考規定が、選考委員会にかけるときには、やはりそれに準じた形で、10年、5年という形の継続してきた方を基本として考えておりますし、ただ開発とかそういう部分がございますので、そういう部分もあろうかと思いますが、その部分につきましては、実際、多くなる可能性はあるものの、そういう部分で実際のところは想定していないということでございます。

また、基金が枯渇した場合とか、その部分につきましては……。

○議長（大泉 治君） 静かにしてください。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 資金運用の中で果実という部分であります。この部分、仮に補填をする部分はございますが、当然ながら、上位のほうに建町記念式の表彰規定がございますので、その部分、一緒にするなど、そういう部分の検討は必要かとは思いますが、その部分につきましては、これまでの受賞歴だったり、その部分を想定しながら、建町記念式での表彰の在り方だったり、その部分と合わせてやることかという部分の、その際には検討は必要だという形で考えておりますので、現在のところ、そこまでの検討はまだしていないと

というような状況でございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。6 番稲葉 定君。

○6 番（稲葉 定君） 6 番稲葉でございます。

34、35ページの最下段のところの近くなんですけれども、畜産堆肥資源循環促進事業なんですけれども、マニア3台購入だということの説明だったんですけれども、そのマニア3台は何トン積みで、例えば自走型なのか、トラクター牽引型なのか、それで、3台ということは堆肥保管庫に1台ずつ併設というか、そういった形になるのかなという勝手な推理というか、するんですけども、確かなところを説明してください。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちらのほうの事業につきましては、耕種農家の補助を予定しております。そのため、今回堆肥保管庫のほうに常設、町のほうで保有をするということは考えておりません。今回、重点交付金ということで、資源循環をすることによる物価高騰対策の中での事業でございますので、3台を予定しておりまして、その部分の大きさ等につきましては想定はしておりませんが、基本的に耕種農家への、基本は耕種農家への助成という形で考えておりまして、その後、その部分を3台を想定しているということでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 6 番稲葉 定君。

○6 番（稲葉 定君） ということは、農家に対する貸与じゃなくて、これはあくまで補助金ということで、機械貸与することではないという理解でよろしいですか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） そうでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。8 番後藤洋一君。

○8 番（後藤洋一君） 8 番後藤でございます。

35ページ、17目の水田農業構造改革対策事業費の35ページ、これは負担金補助及び交付金の一番下なんです、地域農業構造転換支援事業補助金というのがありますけれども、これ水田だけが対象なんですか。この転換、要するに担い手なり生産者、要するに認定農業者など、集落している生産者農家のためのそういった機械なり施設設備の導入に対する。これは、水稻に取り組んでいる農家の生産者農家だけが対象なんですか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんですが。それだけだったら後は、質問はちょっと、お願いします。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） こちらのほうにつきましては、今回対象となる4団体につきましては、基本的に水田活用をされる方を交付団体としております。終わります。

○議長（大泉 治君） 地域農業構造転換支援事業の趣旨というか目的というか、それを。

どういう方が対象になる事業なのかということ。

休憩します。

このまま休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

地域農業構造転換支援事業の対象者でございますが、地域計画に位置づけられた担い手となっておりまして、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者となっておりまして、こちらにつきましては、畜産、園芸、農業者という形に縛るわけではなく農業者となるものでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） そうであれば、ちょっと2回目の質問でお聞きしたいと、そういうことでございますけれども、特にこの基本的な趣旨であります中核的なそういった担い手農家、農業、農地をまとめる、そういった生産者も対象となってくるということで、私の地元で今、ハウス園芸をやっている農家が大分少なくはなりましてけれども、担い手不足で大変、今後のそういった将来的に不安を抱えている農家が多いわけですが、先日、米山の道の駅で大々的なイベントをやって、多くのそういった一般の町民の方が来ていると。その中には、涌谷町から当然行っている方もいたんですけども、先ほど課長が言った、水田からやはり園芸に切り替える、そういった生産者農家、特に、私の地元では小ねぎ、仙台小ねぎですけども、このほかに、一部たまねぎとか、ほうれんそうとか、場合によっては小麦のそういった加工、要するに、ここで私言うのは、六次産業化に対する生産、加工、流通から販売までの、そういった方々を対象とした、そういう産業振興課のほうで、対象者の方は今、水田だけでなく、そういった畜産も含めた方は今、中には、今回の対象にはなかったんですか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 今回の事業につきましては、そう言われる方々はいらっしゃいませんで、今回の事業の、当然、言われる部分の今現在いらっしゃる方の担い手の不安、もしくは周りの方々の不安はございますが、今現在、機械の導入事業等々につきましては成果目標がございまして、やはり、その成果目標を達成できる見込みの計画を立てている方になります。

ただし、言われるように、園芸や、その他転換の部分につきましては、六次産業化も含め、その部分には特化した補助事業もございます。その部分につきましては、やはり今回の地域農業構造転換支援事業には、なかなか難しい部分もございますので、六次産業を目指すのであれば、自らの今の構想もしくは計画を持って相談していただければ、それに見合ったというか、それに特化した部分の補助事業等々もございますので、その部分を誘導していくような形で今現在進めておりまして、六次産業化につきましては、今回の事業の対象者には入っていないということでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 後藤です。3回目となります。

確かに、水田農業構造改革対策の趣旨は、経営の改善のための農業機械や施設導入ということですから、主に水田農家の、特に幅広くやっているそういった生産者なり、農家の人だと思うんですけども、将来的に、やはり水田から園芸に切り替えるとか、いろいろな意味で、やはり意欲のある生産者、特に先ほど言いました認定農業者、生産営農集落組織の方、そして今頑張っている新規就農者の方もあります。そういった人を対象とした、やはり育成なり指導が、自治体の、要するに、担当者に多く求められてくると私は思うんです。

なかなか、今の上層部の体制のほうでは、本店が栗原のほうにありますから、なかなかそういった意味で、指導なり育成までできるのかとなると、自治体役場に、担当に求められるのが多いということなので、ぜひとも水稲プラス園芸、畜産について、六次産業化の今後新たなそういった取組にも大変重要になってくると思うので、その辺、ぜひとも今後取り組んでいきたいということで、最後いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。

言われるように、今現在、物価高、飼料高騰、いろいろ農業を取り巻く環境も、やはり米のほうは上がったものの、その部分苦しい部分がございます。ただ、農協さんのほうにつきましても、優秀な人材もいらっしゃいますし、現在、新規就農者につきましては普及センター等々の情報共有もしておりますので、連携をしながら、できるだけ涌谷で農業を進めたい、発展させていきたいという方々の門戸をできるだけ充実させるようにしていきたいと思っております。終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。9番伊藤雅一君。

○9番（伊藤雅一君） ページ、35ページの下のところ、水田農業構造改革対策事業費として、トータルで1,896万1,000円、三角がついて出されておりますが、この内容の説明をひとつ再度お願いを申し上げます。ちょっと詳しくひとつご説明をいただきたいんです。お願いします。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

まず、内訳につきましては、18節④補助交付金の内訳になっております。

今回、一番下にあります地域農業構造転換支援事業補助金が、3,500万円が新たに計上したことに加え、今回、その以前に予定をしておりました農地利用効率化支援交付金と担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、時期の違いによりダブルエントリーしてもいいという部分で、その部分がございます、その部分が地域農業構造転換支援事業補助金によって予定されている方が内示をいただいたところがございます。そのため、結果的に1,896万1,000円の減額となったものでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 9番さん、お分かりですか。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 34ページから37ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 36ページから39ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 38ページから39ページまで、2項道路橋りょう費。

同じく38ページから39ページまで、4項住宅費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、38ページから41ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 40ページから43ページまで、10款教育費1項教育総務費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

ページ数、42ページ、43ページをお開き願います。

報償金ということで、町立小・中学校在り方検討委員会委員謝礼ということでお話を聞きたいと思います。

禅問答に聞こえるかもしれませんが、こちらの在り方委員会の在り方というものが、まだちょっと分からないので、その辺をどのようなものなのかということをご説明を受けたいと思います。また、人員はまだお決まりではないという認識だったかと思うんですけども、その辺をどのように人選していかれるのかということ伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育委員会教育長（牛渡正哉君） まずは、在り方のほうについて、私のほうから簡単にまず説明させていただきたいなと思っております。

当然、いろいろな少子化の問題とか、それから学校の施設の課題、それから教育内容の課題、具体的に言うと学習指導要領の、今度変わってくる学習指導要領が、かなり自由度が高くて、学校でいろいろな選択が迫られていくんですね。そういうこともいろいろ考えながら、幅広くいろいろな涌谷町の子供たちの将来像を描きながら、どのように考えていったらいいのか、その意見を募る会をしたほうがいいなという判断でした。

そのときの検討の柱というんですか、それはおおよそ三つぐらいに絞られるのかなと思っております。

まず一つが、これからの時代に求められる学校教育、とりわけ涌谷町の学校教育をどう考えていったらいいのかということ。それから二つ目は、それらの教育を展開する上で、ハード面の校舎というんですか、施設も含めソフト面、例えばGIGAスクール関係のことに関わるもの、その在り方。三つ目が、そういった中で、少子化が進む中で、よりよい学習環境とするためには、どういったことが考えられるかというような、大きな三つの柱を立てて、熟議というんですか、話し合いを重ねていきたいなと思っているところです。

その中で、様々な意見が出るかと思います。その意見を、一応論点としてある程度整理をした上で、この在り方検討委員会は今年度中、つまり来年3月末までに一つの論点整理を出して、その後は、部局というんですか、また教育委員会のみならず部局と相談をしながら、次のステップを踏んでいかなきゃいけないのかなと思っているところです。私からは以上です。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

ただいま教育長の説明にもございましたが、今回の在り方検討委員会ですけれども、今後の教育環境を整備するための論点を示す検討会であると教育委員会では位置づけております。そのため、構成委員の皆様は、学識経験者、町立小・中学校の校長先生、園長先生、保護者からの代表者、CS（学校運営協議会）の代表者と

いった皆様が構成をしたいと。この議会ですね、お認めいただきましたら、これからお声をさせていただきますというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 丁寧な説明ありがとうございます。

そこで、もう 1 点伺いたいんですけども、今構成されるメンバーのことをお話ございましたが、実際にやはり必要なのは、頑張って子育てしている現場のリアルな声だと思うんです。ですので、もし可能であればなんですが、C S であつたり、学校の代表、保護者の代表となると P T A の役員さんとかになると思うんですけれども、そういった方々に向けて、事前に各学校ごとに何項目かでレポートみたいなものを、アンケートですね、アンケートみたいなものを調査ということをしていただいて、どうあるべきかみたいな具体的などころまではいいと思うんですけれども、今教育長がお示しいただいた三つの柱という部分を基本とした、何かヒアリングみたいなものを取っていただいて、それを参考にデータ化してやるのが、今後の学校教育を考える上で非常に重要なことになってくるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） ご意見ありがとうございます。

ただいまアンケート調査等、ご提示いただきましたけれども、いろいろなことを検討させていただきながら、今後の人選に努めてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） そこで、先ほど 3 月末をめどにということをお話をいただいておりますが、これはやはり、子育て世代のみならず、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういったところも、「今、涌谷町こういうのやってるんだ」ということを知るのと知らないのとでは、おうちの中での話し方も話題性として変わってくると思うんですね。

ですので、もし可能であれば、町民への告知ということで、こういったことをこれから始めていきますという取組の内容を町の広報紙などに掲載して、皆さんに広く認知していただく、これが C S であるコミュニティ・スクール、地域で子供を育てるといったことにも波及してくるんじゃないかなと思いますので、その辺のお考えをお聞きたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） そうですね、この在り方検討委員会は、皆様一人一人いろいろと教育環境を検討していただくべきものであるというふうに考えておりますので、ホームページ、広報、いろいろな形をもって皆様にお示ししていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） ほかに。11 番門田善則君。

○11 番（門田善則君） まず、43 ページでございますけれども、10 款 1 項⑥で修繕料 29 万ついています。それと、管理用備品購入費 41 万 8,000 円、あと備品購入費で 30 万 6,000 円、またあと中学校費の備品でも 21 万 6,000 円というふうに、説明のほうは顕微鏡とかいろいろと聞きましたけれども……。

○議長（大泉 治君） まだ小学校費はまだ入っていません。

○11 番（門田善則君） そうか、そっちまで、いいんですけども備品のことだけ聞きますから。

修繕料なんかの場合、見積りとかというのを何か所から取って修繕をお願いしているのか。あと備品を購入する場合も、何か所から見積りを取ってやっているのかということだけちょっと確認したいんですが。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

こちらGIGAスクールの関係するUPSにつきましては、現在もう既に備え付けてあるものの修繕ということになっておりますので、見積りは1社から取って対応しておりますが、まだ発注は、この予算可決からということになります、今回は物が物ですので、1社から見積りを取ったということになります。終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 備付けのものだったから1社からだったということなんですけれども、私何を言いたいのかということなんです、教育委員会のほうで、修繕というのは、結構学校が古くなったり、教育施設が古くなったりして、かなり今までも多かったんですね。その場合に、要は、正直たくさんある涌谷町の財政状況じゃないですから、ある程度何社が多く見積もって、一番いいところに発注してほしいというのが私の願いでありまして、なるべく経費をかけないでいいものをつくってもらいたいというのが私の考えなんです、委員会としても、その考えでやっているのかどうか、改めて確認いたします。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

まず、今回1社見積りと申しましたが、予算の策定する、この予算書作成上の見積り1社取らせていただきましたが、修繕のみならず、備品購入等でも予算作成上の見積りを複数社取ることもありますし、物によっては1社ということもございます。

予算可決いたしまして正式に発注するという段階になりましたら、一番廉価のもの、もしくは安全性の高いものの、いろいろな検討材料はございますけれども、皆様の税金を無駄にしないようにという議員様のご意向だと思いますけれども、そのように私どもも考えて動いておりますので、どうぞご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 42ページから43ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく42ページから45ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 44ページから47ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 46ページから49ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）

それでは、賛成。1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 1 番一條です。

私は、令和 8 年度一般会計補正予算に賛成の立場から討論を行います。

本補正予算には、現在の課題に対応する施策のみならず、将来の涌谷町を見据えた取組が数多く盛り込まれているものと評価いたします。

まず、閉園した施設の樹木等維持管理に関する予算についてでございますが、施設がその役割を終えたとしても、そこに刻まれた地域の記憶まで失われてよいものではございません。また、当町の町花である桜を守り育てることは、景観の維持にとどまらず、先人から受け継いだ財産を未来へつなぐ責任もありますので、その辺を考えていただきたいと思います。

次に、地域資源活用価値創出推進事業についてでございますが、人口減少が進む中であっても、地域にはまだ気づかれていない魅力や可能性が数多く眠っております。本事業は、その価値を掘り起こし、子供から大人までが主体的に関わることで、新たな地域の活力を生み出す挑戦であると捉えます。地域振興公社を中心に、多くの町民を巻き込みながら発展していくことを大いに期待するものであります。

また、複合温泉施設の経済波及効果及び建設現況調査については、当町の公共施設全体の将来を考える上でも重要な第一歩であると考えます。老朽化が進む施設を前に、先送りという選択肢はもはやありません。将来世代へ過度な負担を残さぬよう、ほかの公共施設についても早期に調査、検証を進めるべきではないでしょうか。

さらに、赤ちゃんおむつ等クーポン券支給事業は、物価高騰の影響を受ける子育て世代にとって大きな支えとなる施策であります。子育てには、喜びがある一方で多くの不安や負担も伴います。その負担を少しでも軽減しようとする姿勢は、非常に高く評価したいものです。しかしながら、国においては、子ども・子育て支援金制度による新たな負担も始まっております。当町として、その制度をどのように活用し、町民へどのような形で還元していくのかを丁寧に示していくことも求められます。

加えて、民間有志による事業の中には、当町の魅力発信や交流事業の拡大に大きく貢献しているものがあります。行政だけで町を元気にすることはできません。志ある町民と行政が力を合わせることで、初めて大きな力となります。その可能性を積極的に見いだしていただきたいと思います。

最後に、町立小・中学校の在り方検討委員会については、これは単なる学校施設の統廃合を議論する場ではありません。当町の未来を担う子供たちに、どのような教育環境を残していくのかを考える極めて重要な議論であります。専門家のみならず、今まさに子育てに奮闘している世代の声にも真摯に耳を傾けていただきたいと思います。

結びに、田植を終えた町内の水田では、若い稲が風を受けながら力強く成長しています。その姿は、未来へ向かって歩み続ける涌谷町そのものではないでしょうか。本補正予算に盛り込まれた施策が、町民の希望となり、次代を担う子供たちの笑顔につながることを強く期待し、本補正予算への賛成討論といたします。以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和 8 年度涌谷町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第42号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第43号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ947万6,000円を増額し、総額を21億9,502万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入歳出におきましては、今回新設されます子ども・子育て支援に係る課税額及び納付金額について増額措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 担当課長から、順次説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、議案第43号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきまして、人件費からご説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページをお開き願います。

12ページ、総括につきましては、正職員と会計年度任用職員合わせたものとなっておりますので、13ページのほうをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、比較の欄でご説明いたします。

一番左側、職員数につきましては増減ございません。今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。

給与費の給料で3,000円の減額、共済費で2万1,000円の減額となり、合計で2万4,000円の減額となるものでございます。

次のページ、14ページのほうをご覧ください。

イ、会計年度任用職員につきましては、今後の見込みにより、報酬で8万7,000円の増額、職員手当で3万3,000円の増額、共済費1万4,000円の増額、合わせまして合計で13万4,000円の増額といたすものでございます。

人件費の説明は以上となります。

予算書6ページをお開き願います。

○税務課長（木村 治君） それでは、歳入のほうから説明いたします。

1款国民健康保険税7節子ども・子育て支援納付金分現年課税分①特別徴収分120万円の増額及び②普通徴収分608万1,000円の増額につきましては、議案第38号でお認めいただきました、新たに創設いたします子ども・

子育て支援納付金に係る税額を今回計上するものでございます。終わります。

○健康課長（徳山裕明君） 6 款繰入金 1 項 1 目 3 節①職員給与費等繰入金 6 万 2,000 円の増額につきましては、会計年度任用職員の人件費で、一般会計から国保会計に切り替わったために繰入れするものでございます。

2 項基金繰入金 1 目 1 節①財政調整基金繰入金 213 万 3,000 円の増額につきましては、財源調整でございます。

補正後の基金残高につきましては 7 億 4,015 万 3,000 円となります。7 億 4,015 万 3,000 円となります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出になります。

1 款総務費 1 項 1 目細目 2 一般管理経費 6 万 2,000 円の増額につきましては、歳入でもご説明したとおり、会計年度任用職員の人件費でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 項 1 目細目 1 子ども・子育て支援納付金 18 節③その他負担金 936 万 6,000 円の増額につきましては、子ども・子育て支援制度の開始により新たに納付するもので、県から示された数値を計上しております。

6 款保健事業費、10 ページ、11 ページをお開きください、3 目細目 2 特定健康診査事業費 7 万 2,000 円の増額につきましては、会計年度任用職員の人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。3 番黒澤 朗君。

○3 番（黒澤 朗君） 3 番黒澤でございます。

6 ページ、7 ページの財政調整基金のことなんですけれども、令和 15 年、3 年まで完全に国保会計が統合していきます。そういう中で、国保会計の財政調整基金の在り方を町としてはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕明君） 基金の件に関しましては、一般質問でもご質問があったとおりでございます。

今回新設されます子ども・子育て支援金制度等に関しましても、基金のほうを使って足りない分を、不足する分を基金で補うというふうな考え方もございますし、子ども・子育て支援金制度について、9 年度、10 年度と、支援金自体が、国保税に対する金額が上がっていくような形になっております。その辺も、今後上司と相談しまして、そういったところに対応していくことも考えられると思います。

なお、保健事業につきましても、要は、各種住民健診での自己負担分、そういったものを今後基金のほうから例えば補っていく、そういうふうなことも考えられますので、今後、そういったことについて上司と相談しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 3 番黒澤 朗君。

○3 番（黒澤 朗君） 3 番黒澤です。

昨日、10 番議員からも様々な提案が出ましたけれども、将来的に保険料が段階的に上がっていくということで、下げてしまうと、上げたときに上げた負担が大きくなるという話もありましたけれども、今の時点で、なかなか苦しい場面の方もいらっしゃると思うので、そういう町民に寄り添いながら、財政調整基金を活用して対応

するのもよろしいかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕明君） 国保税統一の部分に今後動いていくような形にもなりますし、そういった部分につきましても、今後、基金の活用について検討していくような考えでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 広く町民に寄り添っていただくことを望みます。以上で終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今、3番議員も質疑されました。また、昨日は10番議員も一般質問でやっておりましたけれども、今の問題であります。これ、やはり統一になったときに各市町村において基金残高が皆異なっていると思うんですね。そういった中で、涌谷町は7億も残っているということになった場合に、統一されたときに、その基金の扱いがどうなるのか分かりませんが、私としては、やはり今あるうちに町民に還元すべきだろうというふうに考えます。

そういった意味では、先ほど課長のほうが上司と相談するというお話も、前向きな話もありました。やはり、特定健診の負担金を、町民の負担金を下げるとか、いろいろなやり方があると思うので、最終的には政治判断かなと私は思います。

そこで、副町長に聞きますけれども、この問題、7億の金があるわけでございますが、やはり町民に還元すべきではないかと私は思うんですが、副町長としてその辺の考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） ありがとうございます。

基金につきましては、現在7億残っているわけですが、その使用用途につきましては、やはり法律のほうでも制限がかなりございます。何に使えるかというのは今模索しているところですが、一番今懸念しているのが、15年以降、町単独で今やっている保健事業、これをどの会計で行っていくのか。

もしかすると、基金の残高を残していくとって、一般会計に持っていかなければならないということもあり得ると思うんです。その辺の判断がまだできないものですから、今後の会議等の資料を見ながら決めていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今、副町長の話で大体ほとんど皆さんもご納得いただけたのかなと。ですから、町民に負担にならない程度、または、町民が福祉の向上になるような政策が取れる事業になるかどうか分かりませんが、ぜひ模索していただいて、町民に負担のかからない、よい政治になっていただければと思いますので、町長ともぜひ相談して、町民の負担軽減になるような政策をしていただければと思いますので、最後にその辺についてお答えください。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件につきましては、すごく悩ましいところでありまして、今、副町長が、国のほうで様々制限はないよということも聞いておりますけれども、ただ、いざとなると、今回の子ども・子育て納付金においても、全額国保加入者は国保へ出してしまうと、それは問題だというような見解も県のほうから示して

おりますので、いざというときには、やはり制限があるなという感じをしております。

ですから、基本は今町長のほうでと言いましたけれども、もう一つ大きな問題は、皆様方にしっかりと認識していただきたいんですけれども、議会の議決をもってすれば、そうそう国といえども、その町の国保加入者のお金であるから、町と国保加入者で出来上がった金だから、それは議会の議決が通れば、多くの部分では通るだろうということは見解を聞いております。

ただ、杉浦議員がよく質問するんですけれども、彼とも相談、具体的な相談できないかなと思い、この金の使い道を、私の今までやってきたことと真逆の方向へどう使ったらいいのかなということで苦慮しているんですけれども、保険料を下げると、それはある一定期間下げて、そして加入者の負担を、これは減免世帯だけでなく、やはり質問者も感じていると思いますけれども、年々上がる限度額の対象になる方も、やはり皆苦しいんですよ。

ですから、そういったようなところに還元したいなと思うんですが、ただ、今年から医療費水準によらない、要するに少し低くした統一の保険料ということがあるんですけれども、それが医療水準、要するに実測に基づいた形で保険料を取るとなると、ますます、今でさえギャップがある中で、ますますギャップがあった段階で、どんと国保税もみんな一律になるという、物すごいハンディが生じます。そこが非常に悩ましいんですよ。

ですから、かといって残して変な形になると、これは町としてもやりきれないので、どうしたらいいのかなということで、そこでやはり議会と相談しながら、町民の意向をしっかりと受けながら、どの時期にどのように使うかということは、やはり今の段階から、荒い形でもいいから決めておきたいなと、そのように思っておりますので、決して町がその財源運用をするというんじゃなくて、町民の意向であれば、議会の議決をもってという確認を取っておりますので、それは率直に一番喜んでもらう方法、そしてそういったような、まさに安くするとき、手当というのも、激変緩和的な手当というのが必要になってきますので、そういうことを考えながら使いたいなと思っておりますので、常任委員会あるいは全協などで、このことに関しては、それぞれの立場で考えを示していただきたいなと、そういうように思っております。（「了解」の声あり）

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第43号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第44号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ145万9,000円を増額し、総額を19億913万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳出におきまして職員人件費及び介護保険の制度改正に伴うシステム改修業務委託料について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

----- ◇ -----

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第45号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきましては企業債利息を増額いたすとともに、資本的収支におきましては企業債償還金及び病棟の特殊入浴装置更新に係る費用と、財源として企業債をそれぞれ増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） それでは、議案第45号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきましては、当初予算第3条で定めた収益的支出について、2款2項医業外費用を68万4,000円増額するものでございます。

第3条におきましては、当初予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,632万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額120万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,512万5,000円で補填するものとする。」に改め、3款3項企業債を310万円増額するものでございます。

支出においては、4款1項建設改良費を317万5,000円増額し、4項償還金を442万7,000円増額するものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条におきましては、当初予算第6条で定めた企業債について、医療機器整備事業310万円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

2款2項1目1節企業債利息につきましては、令和8年3月に借入れした地方債の利息につきまして、額が確定したことから補正いたすものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の補正でございます。

3款3項1目1節企業債収入につきましては、資産購入費で購入する機材の財源として借り入れるものでございます。

4款1項3目1節資産購入費につきましては、病棟で使用しておりました特別浴槽2台のうち1台が故障したことから、新たに1台を更新するものでございます。今回購入を予定している特別浴槽につきましては、寝たままの姿勢で入浴できるタイプのものでございます。電動ストレッチャーと専用の浴槽がセットになった機械でございます。

4 款 4 項 1 目 1 節建設改良のための企業債償還金につきましては、令和 8 年 3 月に借入れした地方債の元金につきまして、額が確定したことから補正するものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第 45 号 令和 8 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 令和 8 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第 10、議案第 46 号 令和 8 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第 46 号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきましては、企業債利息を増額いたすとともに、資本的支出におきましては、企業債償還金を増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤 貴志君） それでは、議案第 46 号 令和 8 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

補正予算書 1 ページをお開き願います。

第 2 条におきましては、当初予算第 3 条で定めた収益的支出について、2 款 2 項事業外費用を 64 万 3,000 円増額するものでございます。

第 3 条におきましては、当初予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 584 万 7,000 円は過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、4 款 4 項償還金を 222 万 7,000 円増額するものでございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。2 款 2 項 1 目 1 節企業債利息につきましては、令和 8 年 3 月に借入れした地方債の利息につきまして、額が確定したことから補正いたすものでございます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

資本的支出の補正でございます。

4 款 4 項 1 目 2 節その他の企業債償還金につきましては、令和 8 年 3 月に借入れした地方債の元金につきまして、額が確定したことから補正いたすものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第 46 号 令和 8 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 令和 8 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議発第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第 11、議発第 2 号 涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。後藤議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（後藤洋一君） それでは、議員提出議案、1 ページをお開きください。

議発第 2 号

令和 8 年 6 月 11 日

涌谷町議会議長 大 泉 治 殿

提出者	涌谷町議会議員	後 藤 洋 一
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	門 田 善 則
賛成者	同	杉 浦 謙 一

賛成者 同 黒 澤 朗
賛成者 同 竹 中 弘 光

涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

涌谷町議会議員が涌谷町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、必要な事項を定め、制定するものである。

詳細につきましては、事務局のほうから説明いたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 事務局長。

○事務局長（佐藤明美君） それでは、議発第2号 涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について説明いたします。

資料は2ページ、3ページをご覧ください。

第1条、目的です。後藤委員長が趣旨説明した内容となります。

第2条、報告です。議員は、毎年6月中に、前年度に町から支払いを受けた請負契約について、契約内容、契約日、契約金額、支払い額等を議長へ報告することを定めるものです。また、報告内容に誤りがあった場合の訂正手続について規定するものです。

第3条、報告の一覧の作成及び公表については、議長は議員から提出された報告を一覧にまとめ、公表しなければならないことを定めるものです。

第4条、報告等の保存及び閲覧等です。議長は、報告書等を5年間保存しなければならないこと、また、何人も、その閲覧または写しの交付を請求できることを定めるものです。

第5条、委任につきましては、条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めることを規定するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものです。

説明は以上となります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

こちら、ぱっと見は請負ということで分かるんですけども、具体的にどういった職種、または金額等々、分からないことが、ちょっとすみません、勉強不足で多いもので、お示しいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） それでは、事務局長のほうから答弁させます。事務局長。

○事務局長（佐藤明美君） お答えいたします。

まず金額については、地方自治法が改正されて300万円以内ということになります。300万円以内につきま

して、請負ができるということに改正がされております。

内容といたしましては、工事の請負とか物品の納入等、そういったものになります。以上です。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 300万円以内ということは、その以内になるものは全て、今後、請負契約のような形であれば報告の義務があるということで、認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 事務局長。

○事務局長（佐藤明美君） 300万円以内に、何か町と契約をされて請負をするという場合に報告が必要だということになります。以前、改正前ですと、300万円以上とか関係なく請負はできないことになっておりました。議員さんは町との契約ができないことになっておりましたけれども、それが改正されて、300万円までは町との契約、請負ができるということに改正されました。

それで、契約、もしされて、何か物品を納入したりとか工事の請負等された場合は報告をしなければならないということになります。以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議発第2号 涌谷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎令和8年請願第1号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、令和8年請願第1号 「非核三原則の堅持」を求める請願書についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託しておりました令和8年請願第1号の審査結果について、総務産業建設常任委員会門田委員長、報告お願いいたします。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） それでは、報告いたします。

涌谷町議会議長 大泉 治 殿

総務産業建設常任委員会委員長 門田 善則

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

記

- 1 受理番号 令和8年請願第1号
- 2 付託年月日 令和8年3月13日
- 3 件名 「非核三原則の堅持」を求める請願書
- 4 審査の結果 不採択とすべきもの
- 5 請願書の趣旨

涌谷町議会が国に対し「非核三原則の堅持」を求める意見書を提出することを求めます。

6 調査内容

令和8年5月12日 紹介議員の説明聴取及び審査

令和8年5月26日 審査、決定

7 委員会意見

我が国は世界唯一の戦争被爆国として「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を国是として堅持しており、政府もこれを再三再四にわたり表明しているところであります。

したがって、国において既に深く認識され、堅持されている方針について、今般地方議会が改めて意見書を提出する必要性は極めて特別乏しいものと判断せざるを得ません。

以上のことから、本委員会におきましては、審査の結果、本請願を不採択とすることに決定しました。以上です。

○議長（大泉 治君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

委員長報告をお聞きいたしまして、委員会の意見が、このように掲示をされておりますが、私も紹介議員でありましたので、紹介議員の意見聴取の時点で、安保三文書有識者会議の話をさせていただきました。

現在行われている安保三文書有識者会議の中では、国がこれまで遵守してきました非核三原則に対しまして見直しをかける会合を開かれております。現政権も、そういう非核三原則の、特に「持ち込ませず」の部分を見直しをかけるという言及がされているということを、私も説明をしてまいりました。

しかしながら、この委員会意見の中に、国が国是として堅持している、政府もこれを再三再四にわたり表明しているということでもありますけれども、何をもってこの意見が作成されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 門田委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） 国として、今10番議員が言うように「持ち込ませない」というようなことを外すようなお話を、私たちは今現在いただいております。そういった観点からすると、国で発表があれば、そういったことになるかと思えますけれども、ないのであれば、今までどおりであろうというふうな観点から、こういった結果になったというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 先ほど有識者会議の話をさせていただきました。物事が決まってから意見書を出すという趣旨ではなくて、その前に何らかの歯止めをかけ、町民の方からの請願でありますので、その点は、まず物事が決まってからではなくて、決まる前に意見書を出すというのが趣旨ではないのかなと思いますが、再度聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 門田委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） 委員会で紹介議員の聴取もさせていただきました。委員の皆さんからのお話では、今、国のほうではそういったことを、有識者会議があるということは我々も知っておりますけれども、国を代表する総理大臣が、こういったことを話しているわけではございませんので、そういった意味では、我々としては、今現段階では、こういう判断しかできなかつたと、委員会ではそのように出たものですから、私は、委員長としてこの報告書を書いたわけでございますので、何かと当てはまらない部分があるとは、私はまだ感じておりませんが、提出者からすれば、今言ったように、今の有識者会議をもって変えられるのではないかというふうな判断になっているのかと思いますけれども、我々は、有識者会議があったとしても変わるものではないだろうというふうな判断があったんだろうと思って、委員会ではそのような結論だったんだろうというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。6 番稲葉定君。

○6 番（稲葉定君） 6 番稲葉でございます。

非核三原則でございますけれども、やはり政府与党の中には、核保有もあるべきという発言までしている議員が、国会議員ですけれども、いるということは、やはり私は憂慮に堪えない。地方議会の、涌谷町の議会としては、それに、涌谷町だけで歯止めが利くものではございませんけれども、日本全国のいろいろな地方議会がそういった声を上げることによって、そういった発言を封じ込めるというか、そういうことの必要性があると思うんですけれども、その点は、総務産建の委員会ではどうお考えになったでしょうか。

○議長（大泉 治君） 門田委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） 先ほど10番議員にも申し上げましたとおり、国のほうでは、まだ、有識者会議ということは我々も知っておりますけれども、何ら持ち込ませないかということを堅持しているわけであって、持ってくるというとか、入れるかということも一言も言っておりませんので、そういったことからすれば、今の現段階では、これが妥当ではないかというふうに委員会では結論づけたわけでございます。

○議長（大泉 治君） 6 番稲葉定君。

○6 番（稲葉定君） 先ほど10番議員も申しておりましたように、核が持ち込まれたとか、保有した、そのときに反対だと言っても、もう遅いんですよ。現実はそのに持ち込まれた、保有しているということになるので、やはり10番議員の言うとおりに、同じ論理になるんですけれども、それは今は大丈夫だというのは何の保証にも、何の担保にもならないと思うんですけれども、委員会ではどう考えているのか伺います。

○議長（大泉 治君） 出すか出さないかの審査をしたので、それに質疑です。（「質疑ですよ」の声あり）10番と同じ質疑なんです、答弁同じになると思いますが、それでも……。 （「私の言ったことに同じ答えであれば、それは構わないと思います。同じ言葉で聞いたわけではありませんので」の声あり）同じ言葉……。

門田委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（門田善則君） 先ほど10番議員に答えたとおり、同じ回答しか出ませんので、委員会としては、こういった形で不採択としたということでございますので、ご承知をいただければと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより請願に対する討論に入ります。請願書に対する賛成か、反対かの討論でございますので、ご注意願いたいと思います。賛成ですか、反対ですか。（「賛成」の声あり）10番。

提出されました請願書に対して賛成なのか反対なのかということでございます。委員長報告ではございませんので。4番、賛成ですか、反対ですか。（「反対」の声あり）反対。（「委員長報告に反対」の声あり）請願自体に（「請願自体ですか。賛成」の声あり）賛成。（「請願自体に。自体に賛成」の声あり）12番。（「反対」の声あり）反対。（「請願書に対しての」の声あり）はい、そうです。反対。

それでは、反対の12番竹中弘光君から。

○12番（竹中弘光君） 12番竹中です。

請願に対して反対討論いたします。

委員長報告にもありましたけれども、国では非核三原則を守るという、堅持するということを言っております。ただし、今国際状況の中で、いろいろな部分で、周りの国の状況自体がおかしくはなっておりますので、その部分でいろいろな意見が出てくることは、やぶさかではございませんけれども、あくまでも日本は被爆国として、核に関しましては非核三原則を守るというのを国是として堅持するということを建前としておりますので、それを信じ、地方議会からまだ声を上げるべきではないと考え、反対討論といたします。

○議長（大泉 治君） 次に、賛成。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄です。

意見書の提出についての賛成討論を行います。

国は、非核三原則を国是として、これを堅持しているところでございます。本意見書は、総務産業建設常任委員会に付されましたが、特段、政府の非核三原則を改定するような情報もない中、あえて意見書の提出の必要性はないものと反対の不採択とする旨の報告書を提出したわけですが、しかし今月8日、政府は国家安全保障戦略など、安保三文書の年内改定に向けた第2回目の有識者会議を開催しております。その中で、非核三原則の見直しについても議論となり、改定の論点にするかどうか意見が割れたとの報道がありました。

今後、非核三原則の改定の可能性もあることから、非核三原則の堅持を維持し、核軍縮、核不拡散の中心的役割を果たしてもらうためにも意見書を提出すべきと判断したので、賛成といたします。

○議長（大泉 治君） 次に、10番杉浦謙一君、賛成。

○10番（杉浦謙一君） では、賛成討論を行います。

非核三原則見直しを行わない等を求める請願ではありますが、これまで国が核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」と国是としてまいりました非核三原則について、国としてルールを定めてまいりました。しか

し、先ほどの安保三文書有識者会議等の現在、見直しを言及してみたりするため、町民から、この請願書が提出されているものであります。

県内でも、いち早く核兵器禁止条約を批准するよう国に意見書を提出した、この涌谷町議会が、平和を求める町民の皆さんに対し、涌谷町議会、町民代表としての真価が今試されるのではないのでしょうか。

よって、私はこの請願に対しまして賛成の立場を申し上げ、賛成討論といたします。以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより令和8年請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

令和8年請願第1号 「非核三原則の堅持」を求める請願書についてを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、令和8年請願第1号は採択することに決しました。

ここで、時間を1時間延長しておきます。

◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程第13、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

請願第2号 さくらんぼこども園アリーナへの空調設備等についての要望書は、会議規則第85条第1項の規定により教育厚生常任委員会に付託したので報告いたします。

次に、陳情第3号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書、陳情第4号 日本政府に「非核三原則を厳守し、実行を求める」意見書提出についての陳情書、陳情第5号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める陳情書、陳情第6号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの追加負担導入の中止、および公的医療保険制度の堅持を求める陳情書、陳情第7号 涌谷中学校体育館への空調設備及び断熱改修工事の早期実現を求める陳情書、陳情第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採択を求める陳情書、以上6件については配付いたしましたので、ご了承願います。

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日6月12日から12月28日までの200日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日 6 月 12 日から 12 月 28 日までの 200 日間を休会とすることに決しました。

-----◇-----

◎散会の宣言

○議長（大泉 治君） 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 4 1 分